

令和6年第120回(定例)神河町議会会議録(第4日)

令和6年9月18日(水曜日)

議事日程(第4号)

令和6年9月18日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(11名)

1番 小島義次	7番 松岡宣彦
2番 木村秀幸	8番 藤森正晴
3番 小寺俊輔	9番 藤原資広
4番 廣納良幸	11番 栗原廣哉
5番 安部重助	12番 澤田俊一
6番 吉岡嘉宏	

欠席議員(なし)

欠員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長 高内教男 主査 鵜野雄二郎

説明のため出席した者の職氏名

町長	山名宗悟	建設課長	藤原寿一
副町長	前田義人	地籍課長	中野友純
教育長	入江多喜夫	上下水道課長	谷 和 人
総務課長	平岡万寿夫	健康福祉課長	藤原 栄 太
総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長	黒田勝樹	健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	木村弘美
税務課長	藤原一宏	会計管理者兼会計課長	
住民生活課長	長井千晴	町参事兼事務長	北川由美
住民生活課参事兼防災特命参事			高 階 正 三

..... 井 出 博	病院総務課長兼施設課長
農林政策課長 前 川 穂 積	 井 上 淳一朗
農林政策課参事兼山・川・田園再生特命参事	教育課長兼給食センター所長
..... 岩 田 勲	 児 島 浩 司
ひと・まち・みらい課長	教育課参事兼社会教育特命参事
..... 石 橋 啓 明	 宮 本 公 平
ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事	
..... 高 橋 吉 治	

午前 9 時 3 0 分開議

○議長（澤田 俊一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は 11 名であります。定足数に達していますので、第 120 回神河町議会定例会第 4 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程に入る前に、本定例会に上程されております議案の資料訂正の説明を求めます。

内容は、第 93 号議案、令和 5 年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件についてで、この議案は、9 月 5 日の本会議で決算特別委員会に審査を付託し、9 月 12 日の決算特別委員会で審査を行いました。決算特別委員会での審査終了後に建設課長より、一般会計決算説明資料に誤りがあるため、訂正の申出がありました。本来であれば、決算特別委員会内で訂正していただくべきものですが、委員会終了後に誤りが見つかったため、ここで資料訂正について説明を求めます。

藤原建設課長。

○建設課長（藤原 寿一君） おはようございます。建設課、藤原でございます。9 月 12 日に決算特別委員会で御審議いただきました令和 5 年度の決算でございますけれども、決算資料に記載誤りがありましたので御報告させていただくとともに、訂正をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

資料につきましては、決算説明資料の 70 ページでございます。2 段目、農村地域防災減災事業の事業の効果・成果及び主な実施内容等の欄になります。この欄の事業内容・事業費の項目の 2 項目でございますけれども、ため池廃止実施計画策定業務委託料（大池）1,049 万 5,000 円と記載しておりますけれども、正しくは、ため池改修実施計画策定業務委託料であります。

このため池の今後につきましては、廃止するのではなく、改修して引き続き利用していくということで寺前区とも協議しておりまして、これに向けた業務委託でございます。大変申し訳ございませんでした。おわびして訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 説明が終わりました。

議会に提出する資料は大変重要なものでありますので、今後このようなことがないように、事前に十分に精査、確認をお願いしておきます。

また、議員各位におかれましては、誤り等気づかれた場合は、その時点で指摘をお願いしておきたいと思います。

資料訂正について、御了承願います。

それでは、日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（澤田 俊一君） 日程第1、一般質問であります。

町の一般事務について、質問の通告を受けておりますので、ここで順次許可します。

なお、議会運営基準第91条及び第91条の2の規定により、質問は1要旨1問ごとに行い、質問方式は一問一答で行うこととしております。議員1人につき、質問、答弁合わせて60分以内となっております。終了10分前と5分前にはブザーを鳴らし、60分を過ぎると質問中、答弁中にかかわらず、ブザーによりお知らせし、議長により発言を止めます。

議会基本条例第12条第1項においても会議における議員の質問は、町政上の論点及び争点を明確にするために一問一答方式で行うと定めています。

同条第2項では、質問の要旨及び論点を明確にするためのものに限り、町長等は、議長の許可を得て議員の質問に対して反問することができると、議員に反問できることを認めています。

また、同条第3項では、議員及び町長等は、限られた時間内で効率的に議論を深めるための心構えとして、発言に当たって要旨を簡潔に述べるよう努め、いたずらに時間を費やすことは慎まなければならないと定めています。

いずれも会議の活性化を図るためのものですので、念のためここで申し上げておきます。

それでは、通告順に従いまして、2番、木村秀幸議員を指名します。

木村秀幸議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村秀幸です。皆さん、おはようございます。議長より発言の許可を得ましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

1、神河町消防団について。①令和5年12月定例会の一般質問で提案していた消防団への雨がっぱの貸与について、消防審議会で諮ると回答がありましたが、その後の検討状況を教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、木村議員の御質問にお答えさせていただきます。

昨年12月の定例会一般質問により、木村議員から御提案のありました消防団員への

雨がっぱ貸与について、消防団員が統一した雨がっぱを着用することで、地域住民の方に消防団活動への理解が深まること、また、水防活動時における消防団員の安全確保につながるという観点から、雨がっぱを貸与してはどうかという提案でありました。

御承知のように、近年は地球温暖化の影響もあり、台風の大型化や梅雨前線の活発化、線状降水帯による集中豪雨により、全国各地で甚大な被害が発生しています。当町におきましても、ますます水防による出動が増えてくることも予想されることから、消防団員の装備充実は重要であると認識しております。

現在、神河町消防団に関する補助金等交付要綱では、雨がっぱは補助金対象品目に規定されておられませんので、本年度中の消防審議会に諮ることとしております。

詳細につきましては、この後、防災特命参事から説明させていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。それでは、御提案の雨がっぱの貸与について御説明させていただきます。

昨年12月定例会一般質問で回答させていただきましたとおり、本年度の消防審議会にお諮りすることとしており、現在、開催に向けて進めております。雨がっぱの補助については、消防団本部役員会でも協議し、次のような御意見をいただいております。

雨がっぱについては、消防団員全員を対象とするのではなく、各分団に必要数を配備してはどうか。また、補助金対象品目に加えても2分の1の負担は大きい。区で負担してもらえらるなら導入してもらいたい。以上のような意見を踏まえまして、消防団員全員を対象とするか、あるいは各分団に必要数を配備していくのか、また、分団配備とした場合、何着を配備するかなど、整備方針、負担額などを整理し、町としましては可能な限り支援をすることを前提に、10月開催予定の消防審議会でお諮りしたいと考えております。

以上、木村議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。ありがとうございます。僕も去年消防の会計させていただき、今年は副分団長をさせていただいてるんですけど、やはり、消防団のお金のほうも2分の1っていうたらきついんです。町長も言われてたとおり、装備充実は重要と認識しているっていうんで、やっぱり、全分団員に渡すんじゃなく、各部に5着とか、それぐらい支給もしくは貸与していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。消防団の本部会議の中でもそういった御意見もいただいております。この負担につきましては、一定、先ほど町長も御説明させていただきましたように、補助金の交付要綱というものがございますので、基本はそういった考え方で進めていきたいというふうに思っ

ております。しかしながら、今現在そういった部分の内容についても、本部会議のほうで、ちょっとまだきちんとお示しはしていないんですけども、こちらの案を一旦御提示させていただいて、その中でできる限り各分団部の負担がないようには考えていきたいんですけども、今後の進め方といいますか、配備の方針もこれで決まっていくわけですので、しっかりと慎重に考えていきたいというふうには思っております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。ありがとうございます。くどいようになっちゃうんですけど、全員に支給とかしても、僕、副分団長させていただいてますが、ほとんどの参加がありません。豪雨で器具庫待機って言われても、集まっても5人とかなんで、やっぱり僕ら雨のときに、ごっつい雨が降ったってなったら器具庫に集まるんで、器具庫に雨がっぱを5着でも置けるようにしていただけたら、ほかの分団、全分団がとても助かると思うんで、その方向をちょっと、ちょっとでも分団の支出を減るようにしていただきたいです。

次の質問に入ります。かみかわ夏まつりに警備などで出動すると6時間以上拘束されますが、出動手当は出ていないのが現実です。出動手当を出す考えはないでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。かみかわ夏まつりですけれども、消防団員の皆様には駐車場や交通警備、また、花火の打ち上げ場所の警戒など、大変長時間にわたり出動いただき改めて感謝を申し上げます。

消防団員の出動報酬につきましては、昨年6月の定例会で神河町消防団条例を改正し、水火災等の災害及び行方不明者の搜索等に出動し、直接消防業務に従事した場合、出動報酬を1時間当たり1,000円とし、1日当たり8,000円を限度に支給することとしましたが、夏祭りの警備等の災害時以外の出動報酬は規定しておりません。

郡内の状況を見ますと、福崎町では出動報酬として火災、風水害、地震などの災害出動に加え、訓練と出動、また、警戒出動といった規定がございまして、夏祭りの出役時には、訓練等出動の規定により出動報酬が支給されております。また、市川町につきましては、火災、水防、その他災害、搜索時出動による出動手当に加え、本年度から新たに訓練時の規定を設け、分団実施の訓練や合同訓練など分団から訓練計画が提出され、本部役員会で認めたものに限り出動手当を支給することとされておりますけれども、夏祭りの出役につきましては、今のところ支給はされております。

また、当町の夏祭りにおいては、消防団と同様に警備やパトロールなどで出役されている他の団体との関係もございまして、その兼ね合いも考慮し、公平性な観点から慎重な対応が必要であると考えております。

このような状況を踏まえ、当町においても、訓練など災害時以外の出動報酬の導入については検討を進めており、どのような訓練や活動を支給範囲とするかについて、現在、本部役員を通して各分団の意見を取りまとめているところで、夏祭りの警備

についても、10月開催予定の消防審議会にお諮りすることとしています。

以上、木村議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。井出防災特命参事が一番最初のほうに言われていたのが、出動していただき改めて感謝申し上げますって言われているとおり、出動状態になっていると思うんです。出動ならやっぱり出動手当を与えてほしいんです。

今回、寺前分団は、各部で金額を出し合って、12人出動要望があったんで、1人3,000円ずつ日当みたいに当たるようにして、そして参加を募ったんですけど、やっぱりそれぐらいしないと集まらない状態なんです。私が所属している寺前分団では12名出動で、鍛冶部は3名お願いしますと要望されていました。そうして、少ない部なら毎回同じ団員が出動しています。私もそのうちの1人です。入団して10年以上がたちますが、ほぼ毎年僕は警備員で出ています。もっと少ない部であれば、ほかの部から人を借りてこなればいけないぐらいな状況になっております。そのためにも出動手当を出すようにしていただけないでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（澤田 俊一君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。先ほども御説明しましたように、今、そういった非常時以外の出動報酬というものの支給の規定がございませんので、その辺については、今年、来月の10月の審議会で諮り、新たにそういったものの創設について提案をしていくというふうなことで考えております。おっしゃるような形で前向きには検討していきたいわけなんですけれども、この夏祭りにつきましては、先ほども申し上げましたように、他の団体のほうからはそういった手当的なものは出てないというような状況もございます。対応されている中身についてはそれぞれの団体で異なっておりますけれども、ある意味拘束時間ということで限定しましたら、ほぼ同じような時間帯の拘束なのかなというふうにも考えております。今回、非常時以外の出動報酬の部分については御提案を考えているわけなんですけれども、この中で、夏祭りに限定してこれを手当の該当とするかしないかということにつきましては、もう少し本部の中でも慎重に審議しながら、審議会の委員さんの意見も聞いて進めていきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。前向きな検討をよろしくお願いします。

次に移ります。③年々団員数が減り、出動人数は少なくなってきました。町は消防団員の確保のためにどのような対策をされているのかお聞かせください。

○議長（澤田 俊一君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。消防団員確保に向け、各分団で新入団員の勧誘を進めていただいておりますけれども、仕事との両立が困難であること、また、休日に行う訓練や機械器具の点検などの消防団活

動、特に消防操法訓練の負担が大きいなどが理由で入団してもらえないケースもあり、当町に限らず、地方部では人口減少、また、少子高齢化による過疎化が進む中、大学進学を機に都市部へ出ていかれる若年層も多く、団員確保が困難な状況となっております。

当町では、平成28年度の7ブロック32分団制から7分団32部制への組織改編以降、毎年約20名以上の消防団員が減少し、令和6年4月現在の団員数481名、平成28年度比で約200名の減少ということになっております。この状況で推移した場合、令和10年には385名、10年後の令和16年には235名になることが予想されております。8月の本部役員会においても、一部の分団で部の統合を検討しているとの報告を受けており、消防団活動を維持していくためには、さらなる組織改編が必要といった意見も出ているところでございます。

当町の消防団員確保に向けた取組ですけれども、団員募集に関しましては、消防庁からのポスター掲示やホームページ等で募集を行うとともに、団員報酬や出動報酬についても消防庁の非常勤消防団員の報酬等の基準に基づき、昨年6月に条例改正を行い消防団員の処遇改善に努めております。

また、消防団経験者や消防職員のOBを対象とし、火災発生時の初期消火や災害時の支援など、団員減少による人員不足を補い、消火活動などの補助的な役割を担っていただくことを目的とした機能別消防団員の導入について本部役員会で御提案させていただきましたが、消防団OBに対して指揮命令をするのは難しく、逆に現場での活動がやりにくくなるのではといった意見もあり、今のところ前向きな検討はできておりません。

今後の取組として、募集時期には分団内での未加入人材のリストアップをはじめ、成人の日の集いなど若者が集まる機会を通じて、自宅から通学している大学生や女性消防団員の募集を進めるとともに、引き続き消防団員の処遇改善を図ってまいります。また、環境づくりとして、地域を愛する心を育てる教育の推進と地域でお互いが助け合う共助の推進にも努めてまいります。

以上、木村議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。団員数が年々減っているのは、もう僕も入ってるんですすぐ分かるんですけど、減るのはもう仕方ないと思うんです。出勤率を上げるためにも、ちょっとこれ、意見交換会をさせていただいたんですけど、消防団員の奥様やOBの奥様方と意見交換をさせていただいた時の話です。多かった意見は、消防団に入っていたら夏祭りが家族で楽しめないっていう声と、あと、一番多かったのは、災害が予想されたときに幼い子供と私だけを家に残し出ていかれ、不安な思いをした。今は子供が高校生や大学生になり、出動し地域貢献できるのに退団して家におられる。このような意見を参考に、45歳以上の方、50代の方でも貢献、活躍してもらえるようにできないか。そうしたら出勤人数、出勤率が上がるのではないのでしょうか。この仕組みができると、子育て世代の方の負担を減らせるようになるのではないでしょ

うか。お聞かせください。

○議長（澤田 俊一君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。おっしゃられるように、消防団活動というものは、町の行事とか村の行事もありますけれども、そういった行事には一番消防団員の活躍といいますか、いろんな場で中心的な役割を担っていただいているということは認識しており、大変貴重な人材であるというようなことも考えております。また、災害時につきましても、当然、御家族だけで、小さなお子様と奥さんだけで不安であるというような、そういったお気持ちも分かるわけなんですけれども、災害時には誰かがそういった活動をしなくてはならないということで、消防団員の年齢、入団の年齢も19歳から今45歳までということになっておりますけれども、そういった年齢層の方に入団いただいて活躍をしていただいているという状況です。

また、分団、部におきましては、定年を少し延長されて、45歳を超えても残っていただいている方もおられます。そういった中で議員の御提案ということで45歳以上の方、50歳代の方も消防団で活躍できるんじゃないかなという御意見かなというふうに受け取っております。

そういった中で、先ほども申し上げましたような機能別消防団というようなものもございますので、少しでも消防団員の、ある意味、災害時、非常時の負担軽減という部分で御提案をさせていただいておりますけれども、やはり、指揮を執る分団長、副分団長よりも年齢が上の方にそういったとこで入っていただくことで、なかなか、どういうんですかね、活動がスムーズにいかないというような御意見も一方で、消防団本部役員の中ではそういったことでいただいております。

町としまして、そういった、まだまだ活動できる方については消防団に入団いただいて、引き続き頑張っていたきたいというふうな思いもございますけれども、そういった部分も消防団の本部役員会の中で、十分、そういった御意見があったということで、慎重に協議しまして、定年延長を簡単に進めていくということもいいのか悪いかという議論もありますので、そういった部分を含めて、消防団の本部役員会の中で議論を進めていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。定年延長という話もあったんですけど、次は現役の消防団の方やOBの方と意見交換をさせていただきました。そこでちょっと多かったのが、退職報償金は30年以上から上がらない。そのため、まだ活動できるのに、入団してから30年を超えると辞めるという選択になってしまうという方もおられました。提案みたいなことがあったんですけど、30年以上から上がらないのは国で決められていますが、35年以上、40年以上とはできないですか。これは提案になるんですけど、30年以上から見ると、35年以上をプラス5万円、40年以上をプラス1

0万円などではないでしょうか。お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。消防団員の退職報償金につきましては、国といいますか、そういった上部の機関で決められた報酬を掛金でお支払いして、退団者がいらっしゃったら、その分を基金のほうに請求してお支払いするというような流れになっております。そういったことになりますので、基本的な考え方を申し上げますと、この規定に基づいた形での支給ということで進めております。他市町の状況で、そういった上乘せということをされてるかどうかというものは、ちょっと今のところ確認はしておりませんので、そういったことをされてる、もし市町がございましたら、こういった状況なのかなというのは確認したいなというふうに思っておりますけども、現状で、ここで上乘せといいますか、30年以上務められた方に対して退職報償金を上乘せするというようなことは、今のところは考えておりません。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。今と同じようなやり方でしたら、このデータみたいに10年後、15年後とかに人数がだんだん減って行って、いざ火事になっても誰も出動できない、誰もポンプ車乗っていけないってなったら、何も守れなくて悪循環になってしまうと思うんです。やっぱりいいことはいいで、どこもやってないからっていうて動かないんじゃないかと、これはいいなと、この神河町にとったらいいなって思ったら動いてもらえるようにしていただきたいです。

次の質問に移ります。2、燃えるごみの出し方やトラブルについてお聞きいたします。

①燃えるごみの分別がきちんとされていない。生ごみから出たガスなどが原因で、クリーンセンターでは数回ぼやがあったり、一度大きな火事になりかけたと聞きました。ごみを出す方に責任感、危機感を持ってもらうためにも、分別をしっかりとしないと火事の原因になり、生ごみも放置されたものはガスが発生して火災の原因になる可能性があることを、広報やケーブルテレビ、防災無線等で発信できないか。お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 長井住民生活課長。

○住民生活課長（長井 千晴君） 住民生活課、長井でございます。燃えるごみの分別についてですが、木村議員御指摘のように、確かに、出されたごみの中にはきちんと分別されていなかったり、入れてはいけないものが入っていることが少なからずあります。そのため、本年1月に改めて「ごみの分別とリサイクルの手引き」といった冊子を発行し、それぞれのごみの出し方、分別について、また、火災や爆発を招いたり、クリーンセンターの処理能力を超えるものなど、出せないごみ等も細かくお知らせさせていただいております。

また、同じものをごみの収集カレンダーとともにホームページにも記載しております。手引につきましては、全世帯の方が目にいただき、ごみの分別の啓発になるように

町内全戸に配布しておりますので、住民の皆様も手に取って確認していただいているか
と思います。今後ごみの分別等につきましては、必要に応じ広報やホームページなど
効果的な方法で情報発信を行ってまいります。

以上、木村議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。町内全戸に配布しておりますとありま
すが、やっぱり見てない方もおられると思うんです。怖いことや危険なことを知っても
らうためにも、お知らせを目立つようにごみステーションとかに、言うたら捨てに行く
場所なんでそこが。そこで必ずっていいほど目に入るようにしていただきたいと思
います。それぐらいせな、やっぱり火事が起きてやったら、クリーンセンターの方も
危険な思いをされてしまうので、やっぱり何ていうか、中を確認せんと出してしもうた
ら危ない状態に、こういう危険を冒してしまうんやでっていうのを周知して知ってもら
わないといけないと思うんです。それを言うたら全戸に配布したっていうても、見てく
れとるか見てくれてないか分からないんで、やっぱりごみステーションに貼るようにし
ていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 長井住民生活課長。

○住民生活課長（長井 千晴君） 住民生活課、長井でございます。またクリーンセンタ
ーと協議の上、有効な方法でごみステーションに貼るなり、危険なことがあった場合に
は、広報やケーブルテレビなどでお知らせする等を検討したいと思います。ありがとう
ございます。

○議長（澤田 俊一君） 木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） ありがとうございます。

次に移ります。②神河町では、ごみ袋に氏名を記入しないといけない。町民からの意
見で、なぜフルネームを書かないといけないのか。町外の身内や友達のところでは書か
なくてもいいのに、プライバシーが守られていないなどの意見をいただいている。氏名
の記入理由は、分別間違い等を見つけるためだと思いますが、分別間違いを見つけるの
は誰の役割か教えていただきたいです。

○議長（澤田 俊一君） 長井住民生活課長。

○住民生活課長（長井 千晴君） 住民生活課、長井でございます。神河町では、ごみ袋
になぜ氏名を記入しないといけないのかとの御質問ですが、クリーンセンターのスター
ト時に、R D F方式、いわゆる廃棄物から固形燃料を製造するため、ごみの分別をより
細かくすることが必要になったため、ごみステーションごとに婦人会等が中心になって、
各家庭のごみの分別がきちんとできているかの確認をしていただいております。やは
り初めての取組でしたので、単純に、すぐに分別方法を理解できない方もありました。
正しく出し直ししていただくため、氏名の記入が必要になりました。その後、住民の方
々の御協力によりごみの分別が定着しましたので、ごみステーションでの住民の方によ

る確認はなくなりましたが、現在はごみの回収時に、収集業者がごみ袋の中に目視で回収できないものがあれば、なぜ回収していないかの理由を記載したシールを貼って、ごみステーションに置いたままにしております。そのためにも氏名の記載が必要になります。

また、不燃物を処理するリサイクルプラザでは、平成21年2月20日に発火物混入による火災の発生以降、不燃物につきましては、センター搬入後にも、出された袋に発火物等がないか全件確認しております。クリーンセンターで処理できない場合は引き取っていただく必要がありますので、氏名の記入が必要となっております。目視では分からないまま回収され、議員が言われたような発火等が発生しないように住民お一人お一人がごみの分別に対する意識を高め、責任感を持ってごみを出していただくためにも氏名を記入していただいております。

また、他市町では氏名の記入を義務づけられていないところもあるかと思いますが、これは各収集業者がごみを持ち込まれる施設の焼却方法によって、それぞれのごみの出し方の違いもあるかと思われますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、木村議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。何でこんな質問をしたかということ、同じ隣保の方が、ごみ袋の結び目をほどいてごみの分別確認をする方がいらっしゃるようです。実際にトラブルになり引っ越した方もおられたようです。見られて嫌なもの、恥ずかしいものはほかのところで処分する方や、袋を二重にし見られないようにごみ袋に入れ、ごみ出しをされている方もおられました。調べてみたところ、勝手にごみ袋を探る行為はプライバシーの侵害に当たります。近隣トラブルは極力起こしてほしくないです。よかれと思ってごみの分別を確認することを担当の方以外がされないように周知をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 長井住民生活課長。

○住民生活課長（長井 千晴君） 住民生活課、長井でございます。ごみの袋を開けて分別の確認をされた方が、こういった意図でか、責任者であったかどうかというのが不明なので何とも言えないんですけども、ごみの中身を見てごみから分かる私生活を他人に話すことはプライバシーの侵害になりますけども、プライバシーの侵害の成否を決定するというのが、基本的にプライバシーを守る権利と、あと、プライバシーに介入する必要があるかどうかというところが、その兼ね合いの必要性ですね。例えば区長さんであったりとか、責任ある方がちゃんとごみの分別のためによってされてるようであれば、その必要性のほう为上回った場合はプライバシーの侵害にはならないということにされておりますので、そのところは結論づけることでは、今はできませんけども、ただ、家庭ごみの収集につきましては、市区町村が廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて処理計画を定めて行う行政上の義務ということになっておりまして、住民もこれに

協力する義務があると法律でされております。廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中には、国民の責務としまして、国民は廃棄物の減量、その他その適正な処理に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならないと明記されております。中播北部行政事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例におきましても、そちらに住民の協力義務ということで規定をされておりますので、現在につきましては、皆さんに御協力をお願いしているところでございます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。この声をいただいた方が言っていたのは、燃えるごみにペットボトルを捨ててしまっていたらしくて、担当とか全然分からなかったんですけど、近隣の方が、あんたのごみ袋の中にペットボトル入ったよって言われたのがぞっとしたっていうのを聞いて、そこから、やっぱり私生活、自分が見られて嫌なものはほかのところで処分するようになったっていうのを聞いたので、その方にも、この方はごみの分別を担当する方やでって認識があれば、多分そういう怖い思いをすることはなかったと思うんですけど、実際、全然、近隣の顔見知りの方がペットボトルを持ってきて、あんたのごみ袋の中にこれ入ったよって、気いつけよって言われて、多分、よかれと思ってごみの分別をされた方が悪いように見られてしまったんです。だから、そこも、一応というか、分かるように周知していただきたいです。

次の質問に移ります。3、町指定避難所での対策について。①夏は毎年危険な暑さになっています。災害時に開設される町指定避難所において、暑さ対策は行っているかお聞かせください。

○議長（澤田 俊一君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。それでは、木村議員の御質問にお答えいたします。

町指定避難所における暑さ対策ですが、水防指令発令時等に開設する越知谷アクティブセンター、神崎小学校体育館、寺前小学校体育館、旧南小田小学校体育館と神河中学校体育館に大型扇風機を各4台配備し、センター長谷には大型扇風機2台と併せ、空調設備が整備されております。

また、各学校施設には、熱中症対策としてスポットクーラーがございまして、神崎小学校に4台、寺前小学校に2台、神河中学校に5台を配備し、避難者数などの人数制限もございすけれども、神崎小学校体育館2階の学童ルームや寺前小学校体育館1階の学童ルームには、空調設備もございす。

小学校、中学校との調整も必要となりますけれども、状況によっては空調設備がある教室などを避難所として利用することも可能です。同じく、町指定避難所である神崎高校体育館では、昨年度に非常用電源を備えた空調設備が整備されております。

本年3月定例会一般質問においても、町指定避難所への空調設備についての御質問がございましたが、町としまして、児童生徒に対する熱中症対策としての安全面への配

慮、また、避難所生活における環境改善という観点から、空調設備や非常用電源は必要であると認識しておりますけれども、当町の財政状況からすぐに対応することは困難ですので、有利な特定財源を確保するなど、前向きな検討を進めてまいります。

以上、木村議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。スポットクーラーが寺前小学校に2台とか神崎小学校に4台ですが、ちょっと少ないと思うんです。僕の話になってしまうんですけど、西日本豪雨災害が起こった2018年7月に、私は岡山県倉敷市真備町にある小学校に物資を届けさせていただきました。その際に見受けられたのは、スポットクーラーでした。各クラスにスポットクーラーが完備され、大変活躍されておりました。やはり、小学校、寺前小学校やったら2台、神崎小学校やったら4台、とても少ないと思うんですけど。この夏、今年の夏だけではないんですけど、クーラーがないところで、1人、2人の生活やったらどないか扇風機とかでなるかもしれないんですけど、クラスに10人、20人と避難されている方がいたら、スポットクーラー、各クラスに1個ぐらいは必要やと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。このスポットクーラーにつきましては、避難所という部分での整備ということではありませんで、先ほども申し上げましたような、基本は熱中症対策として、学校で、体育館での運動で整備させていただいたものでございます。議員の御指摘が、どういうんですかね、避難所の対策という部分なのか、小学校のクラスのそういった、どういうんですかね、運動とかで必要であるのかという部分があれなんですけども、避難所として考えている部分につきましては、先ほども申し上げましたような形で、今のところ大型扇風機を避難所の空調設備として配備、購入しております。

今後、体育館がかなり広いスペースがございますので、基本的にはこのスポットクーラーだけで対応できるのかどうかという部分も少し疑問もございますが、今現時点ではそういった整備しかできておりません。先ほども申し上げましたような形で、本来であれば体育館全体を冷やせるような形の空調設備が導入できれば一番いいのかなというふうに思っております。今後においては、そういった方向で進めていかないとならないかなというふうなことで、防災担当のほうとしては考えておりますけれども、御説明したような形で、やはり財源の関係もございますので、今後、前向きな検討ということで御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。先ほど、井出防災特命参事がスポットクーラーの御説明をさせていただきましたけども、スポットクーラーにつきましては、体育館の設置ということで御理解ください。

ちなみに、神河町の小学校、中学校の教室、基本的にはほとんどの教室に空調設備が備え付けてあります。災害の規模、発生時期、避難者の状況によっては、普通教室、特別教室を避難所としての活用は可能であるというふうに考えております。ただし、これまでの大規模災害の際でも、報道等でもありましたけれども、災害発生以降の学校機能の回復、早期回復ということも課題であるというふうに言われております。災害発生時、復旧、復興への回復期など、総合的に考えての活用ということを考えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。前向きな検討をよろしくお願いします。

関連質問みたいになるんですが、暑さ対策のために、指定暑熱避難施設、クーリングシェルター情報を9月の2日に神河町の公式LINEで告知されておりました。私もその日のうちに、SNSで神河町のクーリングシェルター情報を投稿させていただきました。すると、このような意見をいただきました。夏休み前に知りたかった、夏の終わりに知らせるって遅くないですかとの意見をいただいて、ごもっともだと思いました。来年は暑くなる前の6月ぐらいからお知らせしていただきたいです。

そして、クーリングシェルターと言ったら役場もクーリングシェルターになっているんですけど、今日見てみると、中に入らないと分からないようになってるんです。もう少し外からでも、ここはクーリングシェルターなんだなっていう、分かるように、目立つようにしていただきたいのですが、可能でしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 木村議員、通告は災害時の対策ということになっております。

クーリングシェルター自体は、この酷暑の中での町民の皆さん全ての災害時以外の部分も含めての部分で、少し通告外になっておりますけれども、どなたか答弁ございますか。

藤原健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原 栄太君） 健康福祉課、藤原でございます。今年度からクーリングシェルターを設置させていただきました。確かに木村議員がおっしゃるとおり、今年度からというところで、取組が若干遅くなってしまって、町民の皆様にも周知、お知らせするのが遅くなったことは大変申し訳なく思っております。

また、クーリングシェルターにつきまして、町の公共施設を指定しているわけなんですけども、中に入らないと分からないというところで、これにつきましても、今後設置場所をまた検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。少しそれた質問をしてしまってすみませんでした。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（澤田 俊一君） 以上で木村秀幸議員の一般質問は終わりました。

○議長（澤田 俊一君） ここで暫時休憩いたします。再開を１０時４５分といたします。

午前１０時１９分休憩

午前１０時４５分再開

○議長（澤田 俊一君） 会議を再開します。

次に、１１番、栗原廣哉議員を指名します。

栗原廣哉議員。

○議員（１１番 栗原 廣哉君） 改めまして、おはようございます。１１番、栗原です。

本日は、神河町における人事評価制度への取組状況についての質問をまずさせていただきます。この質問については、令和２年９月に一度同じ質問をしております。

質問内容です。人事評価制度は、平成２８年度に条例化が義務づけられ、神河町においても、平成２８年度に給与条例の改正を行い、神河町職員の人事評価実施規定を整備し、翌年２９年には、神河町職員に関する勤勉手当成績率運用規定を定めているが、その後の人事評価制度に対する取組状況はどのようなになっているか。

まず１つ目、現在の神河町の人事評価制度への取組状況について教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、栗原議員の御質問に総括的に答弁させていただきます。

人事評価とは、地方分権や地域創生が叫ばれる状況において、自治体の役割の増大、住民ニーズの高度化・多様化、厳しい財政状況による職員数の適正化を求められる中、自治体として魅力あるまちづくりや住民サービスの向上などを組織として進めることを目的として導入されました。内容として、全職員と目標をしっかりと情報共有し、スケジュール感を持って業務に当たること、職員一人一人の能力を高めることを目的に実施される制度として認識をしており、個々の質の向上、組織力の向上、ひいては自治体全体の地域力の向上につながっていくものと考えております。神河町にとりましても、人づくりが次の世代に神河町を引き継ぐ大変重要なキーワードになると考えていますので、人材づくりに活用していきたいと考えております。

なお、個別の取組状況等の詳細につきまして、総務課長から御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。まず、現在の神河町の人事評価制度への取組状況でございますが、人事評価につきましては、全職員がその対象となっておりまして、神河町職員の人事評価実施規定に基づき、人事評価記録を年４回、１回目は年度当初に４月から９月までの目標設定、２回目は４月から９月までの業績評価、３回目は１０月から３月までの目標設定、４回目は１０月から３月までの業績評価に加

えて1年間の能力評価を提出し、評価指標になっているところでございます。

そのため、年度当初に副町長から所属長に対し、各課の課運営目標管理シート及び重要事業目標管理シートの提出が求められ、副町長及び教育長が各所属長と面談し、今年度町として実施する重要事業が確認されます。

この面談を受けて、各課では、担当者は4月の事務分掌を受けて人事評価記録書を作成し、その上で所属長は職員面談を実施する運びとなっております。その面談で、課員とその職責に応じた目標設定とスケジュールの確認、新たに取り組んでほしい課題などを情報共有を図りながら、9月までの目標管理を行っています。しっかりと目標を設定し、スケジュール管理を行うことが業績評価の所見であり、客観的に業績を評価できる重要なポイントであります。

次に、年1回の人事評価研修を実施しておりまして、管理職には人事評価が指すもの、目標管理の設定について、適正な評価に向けてなどを、職員の皆様には目標設定の在り方、面談での伝え方など、実践を通じた講義をいただいております。職員全体で共通認識を深めているところでございます。

この研修を通じて、令和3年度からは目標設定について、結果目標と行動目標を記載することとし、目標設定とスケジュール管理をより明確にしてきたところです。このことで目標の達成状況が明確になり、評価者の判定のぶれもなく評価できるような仕様に近づいたと考えております。

このような手順を踏みながら、神河町職員に関する勤勉手当成績率運用規定に基づき、令和3年度から管理職に処遇への反映を行ってきたところです。

以上が現在の取組状況でございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 今、説明を受けました。実際に、県下で管理職並びに一般職員、これに反映しているところですね。神河町は、これ実際今反映していますか。先教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。兵庫県下の中でいいますと、ほとんどの市町が業績処遇反映をしているというところでございます。神河町につきましては、基本的には管理職に反映をしているというところでございます。

○議長（澤田 俊一君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 私、ちょっと調べてみたんですけど、県下で約40ですね、そのうちの管理職と一般職、両方に反映してる自治体の数87.5%、管理職と一般職員の両方に反映していない自治体5%、管理職だけ反映している、全体の7.5%ですね。川西市と三木市と神河町は管理職だけに反映している自治体になっております。全く反映してないのが宍粟市と多可町ですね。それ以外は全て反映している自治体になってます。ただいまの総務課長の説明を聞いておりますと、何か全部反映しているように

聞こえたんですけど、その辺どうですかね。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。ほとんどの市町というふうに申し上げたところで、兵庫県の中に、町の総務課長会議というふうなところもありまして、その場で人事評価のことも少し議論するわけでございますけども、そういったところで、多可町が人事評価のことで反映できていないというふうなところは承知をしているというところでございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） この人事評価の制度が条例化された、この背景ですね。背景についてちょっと教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。この条例につきましては、平成28年に条例制定をしたというふうに私は認識をしておりますけども、今、その背景というふうなところでいいますと、大変、役場、先ほど町長の話にもありましたけども、やはりいろんな住民ニーズが増えてると。そういったところで、職員一人一人の質の向上、そして、組織の、要は組織力の向上、そういったものが、非常に各自治体のほうで問われてきているというふうなところが導入の背景というふうに認識をしております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 私は若干違うんですね。財政状況や行政改革による職員数の減少、それに住民ニーズが加わってくるんやと思うんですけど、その辺どうですか。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。そういった一面もあるというふうに思っておりますけども、神河町で人事評価を運営をしていくというふうなところで、それをどのように活用していくのかって考えますと、先ほど言いましたようにやはり組織力ですね、そういったものを向上するというのが行政にとっては大きな任務というふうに思っております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） それは今、総務課長が言われとんで、取りあえず置いて、その人事評価制度の狙いですね、狙いはどういうところがあるか、ちょっと教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。人事評価っていいものは、先ほども言いましたけども、やはり一人一人の職責に応じた、そういった職員にしていくと、そういった人材育成ですね、人づくりというふうなところが一つ大きなところと、あとは、先ほども半年間というふうなことを言いましたけども、やはりその間にどうい

ったことを業務としていくのか。そういったところで、要はスケジュール感を持って今年1年間、どのような任務に当たっていくのかというところを明確にしていくというところが大きな目標というふうに考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 今、人材育成と言われました。神河町は人材育成するんは執行部からですか。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。人材というふうなことでいきますと、大きな事業をしていくっていう中では、やはり管理職に求められる職責っていうものが非常に大きいというふうに考えております。やはりそういった部分では、管理職がまずそういったことを取り組んで、そして、課員の方にそれを伝えていくというところが私は求められているというふうに考えておりますので、管理職というふうなところは大きなウエートを占めてるというふうに認識をしております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 私が前回質問したときに、前回の総務課長は、私に、分かりました、若者を育てていきますっていう返事やったんです。それが3年ですかね、令和3年からこの執行部に初めて運用していくという形になっとんですが、何でその、若手を育てんことには意味がないと思うんですけど、そんなことないですか。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。若手を育てる方法というふうなことににつきましては、その若い方に仕事をしていただく、要はやらせてみる、そういったところから始めていくことが重要だというふうに考えております。そういった中でこの人事評価というふうなものをどのように活用して人材育成に努めていくか、今、その方その方、いろんな年齢層の方がおられますけども、その年齢層に応じて、こういった職責もありますんで、そういった一定の年齢にはこういった知識とか、そういったものをその方自身にやはり身につけてほしいというふうなところでやっていますので、それを指導していくとか、それをどのように見ていくとか、そういった部分がやはり管理職の仕事というふうに考えておりますので、若手の職員を育てることが管理職私たちの成長にもつながるというふうに考えておりますので、若手職員だけではないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） ちょっと質問の角度を変えますね。今、管理職と言われてます、管理職全体で何名おられますか。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。管理職につきましては33名おりまして、6級の課長級が22名、そして5級の副課長級が現在11名ということと

なっております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 今の管理職33名ですね、この中で恐らく令和3年ぐらいからランクをつけてきておられると思うんです。この人数だけ教えてもらえますか、名前は別にして人数だけ。例えばA、B、C、D、Eとあるんか、ちょっとはっきり分かりませんが、その人数と3、4、5年と、ちょっと教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。令和3年、令和4年度につきましては、全ての管理職につきましてはB評価ということとなっております。そして、令和5年度につきましては、1名の方がC評価というふうになっております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 全員がBというのは何ですか。これ、普通なんですか、それとも、まあまあできるっていうのがBなんですか。ちょっとその区分の説明をもう一回お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 申し訳ございません。区分につきましては、S、A、B、C、Dと5段階の評価をしております、Bにつきましては標準というふうな評価となっております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） このBが標準であれば、全員Bやったら、これ、勤務評価制度になりますか。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。このBというふうなことが勤務評価につながるかというふうなことでございますけども、管理職にこれを導入しまして、そして、それをきちんと精査をした上での評価というふうになっておりますので、人材育成につながっているものというふうに認識をしております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 私が認識している人事評価っていうのは差をつけることやと思うんですけど、違いますか。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。人事評価っていうものは、まず一番大きいところでいいますと、先ほどもずっと言ってますけども、やはり人材育成がメインというふうに考えております。人材育成、そして組織力の向上というふうなところでございまして、最後に処遇への反映というふうに私のほうでは考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 根本的に私らの考え方と違うと思うんです。何かみんな
で渡れば怖くない的な話やな思うんですけど、人事評価制度というのはそうじゃなくて、
やっぱり若手にやる気を持たせるために、A、B、C、D、Eのランクをつけるんじゃないかと。
やっぱり自分が一生懸命しても、評価されなかったら、みんなやる気なくしますよね。
何か今の話聞いてたら全然、みんなでやったらそれでええんやと、それでは人事評価制度が
全然生かされてないと思うんですけど、それ、どうですか。町長、どうですか。

○議長（澤田 俊一君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。御質問の中にあります、御指摘の中といいますか、
差をつけることが評価であると。一定、評価の実態としては、それは一つは言えること
かなとは思っています。ただ、どっかでお話ししたと思うんですが、評価そのものは絶対
評価であるということです、相対評価ではないんです。ですから、職員が全て優秀で
あれば全員Sということもありますでしょうし、逆に全員Cということもあると、これ
が絶対評価です。学校の通信簿で、5が10パーですよ、3が20パーですよ、そうい
うバランスではなくて、絶対評価と言われています。一方で、処遇は相対ですというふ
うに言われてます。処遇を相対にしようとするれば差をつけなければいけないということ
に結果なるんです。どちらが大事なのかということに軸足を置いたときに、やはり絶対
評価をしてやらないと、特に若手職員、同じように頑張っているのに、それでも差をつ
けるという結果に終わったときに、若手がそれでやる気になるのかなというふうなこ
とがあります。ですので、町の考えとしては、人事評価を行ったときに、組織力の向上、
人材育成、これでモチベーションを上げると。これ、給与を上げたらいいんですけども、
給料に反映させることが全てではないというふうに思ってます。相対と絶対の、そ
こがあやふやなところという制度の弱点でもあるというふうに思ってます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 今、副町長おっしゃいましたけど、実際の話、その評価
によって、例えば昇任とか昇給に影響してくると思うんですよ。それが全員がBとかい
う形になってしまったら参考にならんですよ。普通の人全部それで資格がオーケー
という形になると思うんですけど、その辺はどうですか。

○議長（澤田 俊一君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。処遇に関しましては基本的に人事のほうで、この
人事評価だけではなくて、一般的な日々の勤務状態を見ながら参考にして処遇反映をし
ていくということをやりますんで、人事評価だけではないんですが、この人事評価につ
きましては国のモデルを標準にやってるんですけども、ここで言われてる、研修会な
んかでも講師から言われてますのは、客観的根拠に基づいた評価をしないと公平性が担
保できないということが言われています。ということは、目標を設定して、これを客観

的に1年間見てるんですね、半期半期ですけれども。これができている、できていないっていうのを日々記録を、逆に言うと、取っておくぐらいのことをやらないと評価はできない。このときに日々評価はしているんです、面談をしたときに、相手の職員が理解する範囲でないと反映はできないということになりますので、なかなか公務の職場で製造業のように数量目標を掲げるのは難しいですから、客観的な評価が非常に難しいというところがありますから、コミュニケーション、面談の中で合意形成を図っていくというやり方をやっているのも、非常に難しいという側面があります。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 先ほどの3年度、4年度の評価で全員がBであったと、5年度はCが1人いたということやったんですけど、こういうときに勤勉手当はどういうふうにつけるんですか。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。勤勉手当につきましては、成績率のうち、要は100分の5を減じて金額を支給するというふうになっておりますので、勤勉手当のほうからそれに相当する額を差し引いて支給をするということとなっております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） ということは、その差は全然つかないですね、勤勉手当の中では。全員がB評価であれば、つくことはないですよ。違いますかね。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。先ほど言いましたように、全員がBということになりましたら差がつかないということとなっております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 何かちょっともう一つ分かりにくい話ですね。

令和4年に神河町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例というのができてますね。これの説明、ちょっとお願いします。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。これにつきましては、今の神河町の職員が何人いるか、そしてどのように昇任していったか、あと懲罰とか、そういったものがどういったことであったかというふうなものを示している指標でありまして、これにつきましては上位法でも策定をされておりますので、兵庫県内でいいますと、全部の市町が公表しているというものと考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） この内容を、私、調べてみましたら、ちょっと読んでみますね。職員がその職務を遂行するに当たり、発揮した能力及び掲げた業績を把握した

上で行われる人事評価制度について、これを任用、給与等の基礎とすることにされています。当町は、全職員を対象に人事評価を実施しており、評価結果は勤勉手当の支給率に反映させるほか、人材育成や昇給、昇格に活用していきます。令和4年度に昇格した職員は13名、昇給を停止または抑制した職員はゼロでした。会計年度職員は再度の任用の資料として活用します。ここまで書いてあるんですけどね。これ、下のほうというんか、一般の方の、一般職員も含むというような書き方になっとるんですけど、ましてやこれ、条例でなっとるんですけど、実際はやってませんよね。やってないことを条例で書いとるというのはおかしくないですか。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。まず、先ほどの人事評価につきましては全ての職員について実施をしてるところでございますので、一般職の方につきましても、人事評価記録書、そして、先ほど言いましたS、A、B、C、Dのそういった評価につきましても、全ての職員で行っているところでございます。そういった職員の判定に基づきまして処遇を決めてるところでございます。そういった部分でいきますと、全職員はそういった対象というふうになっておりますので、御理解を賜りたいというふうに思っております。

あともう1点……。すみません、以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） あとの質問にも関連してくるんで、次の質問に入ります。今後の神河町の人事評価制度への取組状況についてお願いします。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。今後の人事評価制度の取組状況についてです。組織力の向上、一人一人の人材育成につなげていく一つのツールとして、人事評価制度をどのように制度設計していくかが重要だというふうに考えております。その一番大事なことは納得性であるというふうに考えておりまして、納得が得られる評価制度の構築を進めていきたいと考えております。

納得を得られる取組としましては2つあるというふうに考えておりまして、1つは目標設定の確認でありまして、年度の上半期、下半期に、当初に所属長と職員間でしっかりと目標を定めることが、その目標に対して、達成したか、できなかったのかという結果による判断が明確になるというふうに考えております。

2つ目としましては、面談の質を高めるで、課員は伝えるべきことはしっかりと伝えること、所属長はしっかりと傾聴した上で、言うべきことは言うこと、この所属長と課員との面談を通じて信頼関係を高めることが重要というふうに考えております。

この内容を反映した研修を繰り返し行う中で、神河町の職員に関する勤勉手当、成績率、運用規定に基づく処遇への反映につきましては、評価制度でありますので、評価に基づき公正な処遇が行われるべきであるというふうに考えております。一般職への処遇

反映につきましては導入を目指していきたいと考えておりまして、結果として処遇反映は評価結果に対する励みになり、継続的な人材育成につながっていくように展開をしていくことが肝要と考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 今ありました納得性ですね、私は納得性を最重点にするということであれば、いつまでたってもこの評価制度はできないと思うんですけれども、そんなことはないですか。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。その納得性が得られないところにいつまでもというふうなことですけども、それが要は人事評価制度のある種持っている課題というふうには考えております。そういった部分につきましては、そこをやはり高めていくことが重要というふうに思っておりますので、その部分につきましては、これからも人事評価を通じて、その納得性を高めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 4年前に、私同じ質問をしとんですけどね、その4年間にどれだけ前へ行っただかということが知りたかったんですけど、現実としてはほとんど進んでませんね、前へ行っていないと思うんですよ。

県下見てみると、40あるうちの35はもうみんな両方とも反映しているとなっとなんですけど、これは若手にやっぱり気づかせる、頑張ってもらえなかと、その一人一人が自分は神河町を支えていくんやと、そういう気づきをもたらすためにこの人事評価制度があると思うんですけど、この4年間は何やったんですか。実際どっか進みましたか、ちょっと教えてください、進んだところがあれば。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。私、この4年間、人事評価のこういった制度を導入して4年間というふうな総括でしますと、やはり人事評価につきましては、様式も変更しながら、やはり面談、そういったものの、職員間とのそういった評価も含めてですけども、認識が高まってきたというふうに考えております。そういった部分では、やはりこの人事評価というふうなものが浸透してきて、管理職にも導入もされて、そして、いろんなその評価に応じて話をされてるというふうなことを考えますと、この人事評価が組織力の強化にもつながっていると私のほうでは認識をしております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 総務課長は認識してるって言われますけど、私は認識できてません。

それと、その次で、一般職に対する今度は人事評価制度、この採用はいつからになるんですか。総務文教常任委員会のほうですっといつも記事が出とんですけど、もう全く同じなんですよ。6年の2月15日の総務文教常任委員会でも、管理職は処遇に反映、勤勉手当、昇給、一般職の処遇への反映は令和6年度以降の見込み、こうなっとなです。それが6年5月20日も6年度以降予定、6年8月20日も6年度以降を予定、全く同じなんですよ。これ、何にもしてないと思うんですけど、そんなことはないんですか。やっぱりちゃんとされとんですか。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。人事評価につきましては、先ほども、きちんとその制度にのっとってやっているとこのふうなところでございます。

あと、処遇反映については、いつかというふうなところにつきましては明言は差し控えさせていただきたいというふうに考えておりますけども、あくまでも処遇反映が目的ではないというふうに私も考えておりますので、神河町職員の全体の底上げを目的として、人事評価につきましては、これからも展開をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 全体の底上げをしようと思ったら、一人一人頑張ってもらわなあかんわけですよ。やっぱりその一人一人の評価をしてあげると全体が上がってこうへんと思うんですけど、どうですか。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。若手職員につきましても、人事評価というふうな部分につきましては、きちんと人事評価記録書をしておりますので、そういった部分では若手の底上げというふうなところには結びついているというふうには認識しております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） きちっとしてますいう割に、結局反映できてないですね。勤勉手当と、あと昇任、昇格について全く反映できてないのに、認識してますではおかしいと思うんですけど、どうですか。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。先ほど、やはり人事評価制度につきましては、職員一人一人とどのような対話をしていって、そして翌年度、そして次年度にどのようにつなげていくかというふうなところは大変重要だというふうに思います。それが人材育成につながっていくというふうに考えておりますので、そういった部分では、神河町が今やってる人事評価につきましては、そういった人材育成に私はつながっていったるものというふうには認識しております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 私自身は、人事評価制度、これ本来であれば、一般職員から始めるのが筋やと思うんです。執行部は後からでもいいんです、こんなもん。執行部が結局面接して決めていくんやから、その執行部が先に人事評価制度やります。ほんで、やりますと言うた結果が全員がB、そんな評価はないですからね。

やはりきちっと一般職員から始めてほしいと思うんですが、ある程度明確に、いつ頃からできるということを言ってもらえますか。全然具体的にないんで、もう4年たって、今からまた何年もたってからの話になるか分からんで、きちっと言ってください。

○議長（澤田 俊一君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。いつ頃ってというのはまた明言というのが難しいです。何年後って言えっていうふうにおっしゃっていただいてるんですが、できるだけ早急にということにしか言えませんが。

一つだけ、お時間がない中なんですけど、発言させていただこうと思いましたが、人材育成ということで、私が総務課にいた頃です、もう相当前ですけども。その頃に、この人事評価という言葉が出てきたときに、全国に先駆けて人材育成のモデルとしてやりましたのが岸和田市なんです。岸和田方式といいます。それは、当町、まねしました。この評価、処遇に反映するのではなくて、面談というところを大事にして、コミュニケーションツールとしてこの人事評価を使おうと。このときに、上司、部下の間でコミュニケーションを図ることによってモチベーションを上げていくと、また人材を育てていくんだということをやりました。数年、当町においても、長所伸展というところを目玉に取り組んでまいりました。そのときの職員の人事評価に対する満足度は非常に高かったです。これは、ふだん話しにくい上司とも、その時間を取ってやるということが非常に大事であるということです。今おっしゃっていただいている処遇に差をつけることが人材育成につながるっていうのは一面あるんですけども、やはりこの上司と部下、私と管理職の間で面談をやるということが非常に大事だと。ここの満足度が非常に大事であるということを大切にしたい取組を当町はやりたいということで取り組んでおります。御質問の何年後にやるのかということに関しては、早急に何とか今の段階では言えないということです。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） そうですね、この人事評価制度、これは先日行いました決算特別委員会で監査委員の人からも指摘事項で上がっております。やはり遅いんですね、取組が。もう4年前に、私質問して、それからの進歩というのがあんまり見えないんで、監査委員の方も同じように思われてるのかなと私は思っとんです。実際にこのことに対して興味を持ってる人というのは恐らく2割ぐらいです、人事評価制度に興味を持ってる方。どうでもいいっていう人も2割ぐらいです。はっきり分からないという人が6割ぐらいです。一般の方は何の話してるんか分からないということやと思うんですよ。でも、やっぱりこれはあくまで私の考えでは、若手の人材育成で、一人一人がしっかり

した人間、若いもんをつくっていったって役場を育てていく、こういう制度やと思うんです。だから、そのために差をつけるという私の認識なんです。

次に、3つ目の質問に入りますね。神河町における人事評価制度に対する課題と問題点は。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。人事評価制度に対する課題と問題点としましては、1次評価は絶対評価としながらも、勤勉手当は予算の枠を超えて支給はできないというふうになっておりまして、処遇は必然的に相対評価としなければならないという課題があるというふうに考えております。この制度が人材育成に主眼を置くとされているにもかかわらず、導入には総額人件費を抑制するという予算的な制約もあるところが大きな課題であるというふうに考えております。

次に、所属長によって公正な評価ができるのかといった点について不安感があり、公正、公平で納得性のある人事評価ができるのかという課題があります。納得性を高めるために風通しのよい職場環境づくり、所属長と課員との人間関係が重要であるとする一方、人事評価記録書では客観的な結果になる評価に徹することが大切だというふうに考えております。

しかしながら、住民サービスとは、長期総合計画でも示されたとおり、幸福度という形で事業進捗の見える化ができる一面も持っていますが、役場の業務といたしますのは、打ち出した課題解決に向けた目標を達成することが標準評価として求められていることから、処遇反映導入を難しくしている一面でもあるというふうに考えております。

この難しい課題を組織にどのように浸透を図り、神河町の人材育成に結びつけていくかということにつきましては、私たちが業務進捗管理シートでも求められていますように、PDCAサイクル、繰り返しやっていくことが大切だというふうに考えております。

この人材育成にとって重要なものとは、期待する人物像の明示、目標設定、振り返り及びコミュニケーション能力であるというふうに考えております。業績評価として職責に応じた職務や仕事量など、期待する人物像を明示した上で目標設定を行う。そして、面談を通じて振り返りを行い、次につなげていく。それに加えて、コミュニケーション能力の向上を図っていくことで、公務に対する高い意識を感じられるようにすることで、処遇への反映も必然と考えていけるような組織づくりが重要と考えております。

以上、栗原議員の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） ただいま総務課長からの話の中で、勤勉手当は予算の枠を超えて支給できないことから、処遇は必然的に相対評価としなければならないという課題があると、こういうふうにおっしゃいました。私も前職一応公務員でしたので、これ、評価制度を適用されておりました。各団体に来るお金というのは決まっています。だから、それを増やすことはやっぱりできません。だから、人事評価制度のときには、私

が前におった会社では、A、B、C、D、Eまであります。例えばCが普通なら、Bはちょっとよくできた、Aはよくできたという形になります。ということは、Aのところにプラス5万円持ってきます、例えば期末手当を。なら、Bのところはプラス3万円持ってきます。なら、Cは普通やからゼロです。Dはちょっと悪いからマイナス3万円、上につけた分を、Bにつけた分を引きます。Dは……。A、B、C、D、Eですかね、C、D、E。Eは、だからマイナス5万円になります。なら、別に結局、来るお金と中で勤務評定してしもうたら、それでチャラになるわけです。何でそれができないんかなんと不思議なんです。来るお金は一緒です。だから、その中で、評価で上と下をつければそれで済むと思うんですけど、その辺どうですか。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。Aという職員をつくると、結果的に要はCという職員をつくる……（「B」と呼ぶ者あり）Bですね……（「B」と呼ぶ者あり）A、B、C……（発言する者あり）上の職員をつくるとカットする職員をつくるというふうなことが、必然的にその分をしなければならないというふうなことでございまして、条例のほうにつきましても、勤勉手当につきましても、基礎額ですね、基礎額を超える予算を置くことができないというふうになっておりますので、基本的には上、5万円、下、マイナス5万円というふうなことをしなければ総額を超えるということになりますんで、そういったことが必要というふうになってきます。

そういった中で、Aという職員をつくったがために、要はBという職員をつくらなければならないというふうなことになると思います。そういった部分では、絶対評価というものが基本というふうになっている中で、ある職種をつくると、そうでなくても相対評価なので、別の要は評価をしなければならないというふうなところが少し課題というふうに考えておりますので、なかなかそういった部分では、導入というふうなところの査定が難しいというふうなところは認識をしております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） いや、それはやっぱり認識の違いやと思います。Eをつくったらあかんというのはないんですよ。やっぱりAつくる限りEもつくらなあかんです。というのは、やはり仕事する人と仕事せん人を分けていく、これは民間では当たり前なことなんです。ほんで、ほかの公務員でも当たり前なんです。何で神河町はそれができないんかというのは、私、不思議でしゃあないですけどね。一生懸命頑張って、Aを取ろうと努力して、それでAがもらえたらうれしいわけです。ほな、頑張ろうという気になるんですよ。Eもろうたら、私は何もしてないからEやなと、これではあかんかと、頑張らなあかと、そういうふうな感覚を持っていかんことにはこの人事評価制度はできないと思うんですけど、どうですか。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。そういった部分で、きちんと

自分が上昇、上を目指すというふうなことを、やはり目指す職員に何らかの形で反映をしていくというふうなところは議員の言われるとおりかなというふうには思っております。そういった部分も含めて、一方で、頑張っていないと低い評価をされた職員と、どのようにその職員が前向きな仕事をできるかというふうなところも、人事評価が持つ大きな要素かなというふうには思っております。そういった部分を加味しながら、人事評価につきましては制度設計をしていきたいというふうを考えておりますけども、なかなか差をつけるというふうなところは少し慎重に考えていきたいというふうなところで、今神河町のほうでは進めているというふうな現状でございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） やはり頑張った人が評価されないような職場であれば、全然楽しみがないです。やる気も起きません。一刻も早く一般職にも人事評価制度を取り入れてもらって、今の総務課長の考えはちょっと変えてもらわんとできないと思います。無理言いますけど、頑張って人事評価制度をつくってってください。

次に、2つ目の質問に入ります。神河町の犯罪被害の発生状況と対策、これ、お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。それでは、栗原議員の御質問にお答えします。

過去と現在の犯罪被害の発生状況ですけれども、神河町における令和5年中の刑法犯は32件で、主なものは自転車の窃盗、車上狙い、器物損壊、空き巣などが各2件発生しています。また、神崎郡内では、福崎町で92件、市川町58件の刑法犯が発生し、当町と同様に自転車の窃盗や器物損壊、車上狙いなどが主な被害となります。同じく、本年6月末、刑法犯の発生状況ですけれども、神河町では24件で昨年同月比で7件の増、福崎町35件で昨年同月比8件の減、市川町14件で昨年同月比12件の減となっており、当町においては、車上狙いが4件、自転車の窃盗が1件増えております。

これら犯罪被害の対策として進めています神河町における防犯カメラの設置状況でございますけれども、町境などに設置している町管理分が13か所、神河町防犯カメラ設置等補助金を活用しての集落設置管理が16か所、国道や県道の主要交差点、駅前などに設置されている福崎防犯協会管理が8か所で、町内には計37か所の防犯カメラが設置されております。

令和3年度には、民生委員・児童委員の皆様の御協力により、65歳以上の高齢者世帯のうち、独り暮らしを含む75歳以上の高齢者がおられる世帯を対象に、簡易型自動録音機、録音チューを667世帯に配布いたしました。その後は、希望者に対し無料で配布を行っており、本年8月末までに117世帯、合計で延べ数になりますが、これまで784世帯に配布を行っております。また、固定電話からの特殊詐欺被害防止対策として進めている、着信前自動警告機能及び自動録音機能がついた固定電話機の購入補助、

神河町特殊詐欺等被害防止対策事業補助金の申請件数ですが、令和４年度は５３件、令和５年度４６件、令和６年８月末で２１件の申請を受け付けております。

以上、栗原議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 栗原議員。

○議員（１１番 栗原 廣哉君） 防犯カメラにつきましては役場の協力があり、現在３７か所設置されております。今後もし余力があれば、町民の安心・安全のために、必要などところに増設をお願いしたいと思います。

次に、録音電話機の補助についてですが、これ、神河町での取組を私、県会のほうに流し、県のほうから補助をつけてもらったんですが、現在の県のＰＲというか、広報が十分なされていないので、予算１３億組んでおります。実際に令和６年８月現在で５％の７、１００件しか使用しておりません。あとの９５％予算余っております。やっぱり神河町においてももっと広報してもらって、ＰＲしてもらって、予算せっかくつけてもらっているんで、どんどん貸出しいうんか、つけていって犯罪の抑止にしていってもらいたいと思います。

ちなみに、録音機付きの電話機で最大１万円、それと外づけの録音機は５、０００円の補助があります。上限として、着信時に警告メッセージが流れ、通話を自動録音する機能が対象になります。大体２万円ぐらいあればこの電話機つくと思うんで、そのうちの半分の補助があるんで、どんどんこれを機会に広報で広げていってもらって、神河町も全件つくようによろしくをお願いします。

次に、最近の犯罪被害の傾向ですね、これについて教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。最近の犯罪被害の傾向でございます。先ほども申し上げましたように、刑法犯については自転車の窃盗や車上狙い、器物損壊、空き巣などが多く、兵庫県内においても自転車の窃盗が全体の約２０％を占めるなど、刑法犯認知状況に関しては当町と同様の傾向にございます。

また、昨年度に神崎郡消費生活中核センターへ寄せられた相談件数が２７２件で、そのうち神河町は４８件、福崎町は１３２件、市川町７０件、その他２２件となっており、その契約に関する主なものは、通信販売が６９件、電話勧誘販売が３８件、店舗購入で２４件、訪問販売が１７件で、通信販売に関するトラブルが多い状況でございます。

相談の中には詐欺に関するものもあり、当町においては、インターネットオークションや有料ＳＮＳ、出会い系サイトにおけるトラブルなど、インターネットを利用したネット詐欺、ウェブサイトや電子メール、ショートメッセージサービスなどのメッセージに記載されたＵＲＬを一度クリックしただけで一方的にサービスへの入会など契約成立を宣言され、多額の料金の支払いを求められるといったワンクリック詐欺、また、インターネット上に著名人の名前、写真を悪用し、うその投資広告を出したり、必ずもうか

るなどとメッセージを送るなどしてSNSに誘導し、投資金や手数料などの名目で金銭などを振り込ませる投資詐欺などがありました。

神崎郡内においては、副業に必要と称して高額な商品売りつけたり、副業を紹介するとして、登録料を支払わせた後、連絡を絶つなどして金銭をだまし取る副業詐欺、また、偽の商品当選画面や偽の現金当選サイトなどから、クレジットカード情報や銀行口座情報などを盗み取る当選金詐欺、町役場などをかたり、自宅の固定電話などで税金や保険料などが還付されるなどと説明し、ATMに誘導するなどしてお金をだまし取る還付金詐欺、また、パソコンでインターネットを閲覧中に、突然ウイルスに感染したかのようなその画面を表示させたり、警告音を発生させるなどして不安をあおり、画面に記載されたサポート窓口に電話をかけさせ、金銭をだまし取ったり、遠隔操作ソフトをインストールさせたりするサポート詐欺などの相談がございました。

このように近年は新しいタイプの詐欺が次々と現れ、手口も多種多様化しており、依然として65歳以上の高齢者の相談が50%以上を占めておりますけれども、最近はや龄や性別を問わず、様々な相談も来ているようでございます。

以上、御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 最近の犯罪被害の傾向について、今、参事のほうから聞きました。私のほうでもちょっと調べてみました。神河町では特殊詐欺の被害届、つまり認知件数ですね、ありません、ゼロです。しかし、相談はたくさん入っとなです。同じ特殊詐欺の相談ですね、令和4年4件、令和5年16件、令和6年7月までに7件あります。特徴とすれば、特殊詐欺の種類として、今またおれおれ詐欺が増えてきて、今、約2.7倍増えてます。あと、架空料金請求、還付金詐欺、それからキャッシュカード、あと、警察官、役場職員等をかたる詐欺等があります。実質の被害届はないんですが、もうそれに近い相談というのがたくさん入ってます。田舎の人なんで、被害届は出さないけど、相談するというのが多いんです。その辺もあるんで、また機会を見て広報のほうをよろしくをお願いします。

最後の質問です。今後の犯罪被害に対する防止対策、これをお願いします。

○議長（澤田 俊一君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。犯罪被害防止対策ですけれども、昨年度は町内老人クラブを対象として、消費生活中核センター、消費生活相談員による出前講座を計8回開催、その他寺前小学校への出前講座や神河シニアカレッジでは、寸劇を交え、消費者トラブルの手口と対処法についての講演も実施しております。

当町におきましては、空き巣被害や悪質な訪問販売、特殊詐欺による予兆電話などの情報が寄せられた場合には、福崎警察署、また消費生活中核センターとの連携と併せて、情報が入り次第、すぐに防災行政無線による周知を行っております。また、空き巣被害

や訪問販売など、実際にトラブルに巻き込まれた場合には、状況に応じてすぐに職員が駆けつけ、状況確認なども行っております。

本年度には、8月22日の神崎郡区長会研修会において、兵庫県県民生活部くらし安全課特殊詐欺対策班の職員による特殊詐欺被害防止対策講習会を開催し、特殊詐欺被害の状況や対策、防犯機能付電話の購入補助制度の活用などについて御講演をいただいております。なお、その様子については、ケーブルテレビで取材していただいておりますので、ケーブルテレビを通じて、さらに多くの方に周知させていただきます。この放送については、9月28日から1週間、11チャンネルで放送がされます。

そのほか、神崎郡3町と福崎警察署において、令和5年10月に犯罪及び交通事故の起きにくいまちづくりに関する協定、令和6年3月には特殊詐欺の被害防止に関する協定を締結するなど、行政と警察署の協力体制を強化しております。

また、子供たちがトラブルに巻き込まれやすい夏休みと春休み期間中を中心に、福崎防犯協会神河支部による防犯パトロール、定期パトロールを実施するなど、地域の見守り活動を継続するとともに、自動録音機能付電話機の購入補助や特殊詐欺の手口など、消費生活に係る様々なトラブル事案について、広報やホームページにより、引き続き住民の皆様にも周知することで犯罪被害防止に努めてまいります。

以上、栗原議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） ただいま説明してもらったとおり、よくやってもらっております。私も福崎警察署のほうへちょっとのぞきに行きまして、話聞きました。すると、福崎警察署、神河町の犯罪防止活動に対する取組はすばらしいと評価してくれております。令和6年6月現在で犯罪被害の認知件数は24件であり、前年度プラス7になっていますね。市川町と福崎町はマイナスになってます。ただ、この令和6年度は、神河町、プラスに転じていますね。小さい自転車とかいろいろあるんですけど、今述べられた防止方策を徹底して、住民の安心・安全な暮らしを守るために、今からも一層取り組んでください。よろしくお願いします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（澤田 俊一君） 以上で栗原廣哉議員の一般質問は終わりました。

○議長（澤田 俊一君） ここで、昼食のため休憩といたします。再開を13時ちょうどとします。

午前11時43分休憩

午後 1時00分再開

○議長（澤田 俊一君） 会議を再開します。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

次に、6 番、吉岡嘉宏議員を指名します。

吉岡嘉宏議員。

○議員（6 番 吉岡 嘉宏君） 6 番、吉岡嘉宏でございます。それでは、今回、一般質問、3 点に分けてさせていただきます。

まず1つ目です。町内の保護司さんたちへの支援策についてということで一般質問をさせていただきます。令和6年5月下旬に滋賀県大津市で、保護司の新庄さんが保護観察中の飯塚容疑者と面談中に、刃物で複数回刺され死亡されました。神河町には7名の保護司がおられ、ボランティアで活動をされています。このような事件が神河町で起こらないよう、町としても保護司さんたちへの安全対策を講じてはどうでしょうか。

保護司さんの仕事は、刑務所や少年院を出た後の居住先や勤務先の相談、調整に取り組まれる重要なものです。労苦をいとわない方でないと務まらない仕事とも言えます。面談場所としては、基本は保護司さんの自宅か保護観察対象者の自宅で、一月に2回となっています。神崎郡では市川町の旧小畑小学校の一室を面談ルームとして使用できるようにはなっていますが、JR沿線ではなく保護観察対象者は徒歩での来所が難しい条件になっています。

保護司さんの安全確保のためには、面談中に不測の事態が起きそうになった場合、面談場所の近くに誰かいて、110番してもらえる、暴力行為があった場合、助けてもらえる環境をつくればどうかと考えます。また、少年の場合、少年の自宅なら親の前では本音を言わないケースもあるとのことで、これらを踏まえ第三者的な場を設けたらどうでしょうか。具体的には、役場本庁舎、神崎支庁舎、センター長谷の一室を面談日に無償で開放していただけないかなと思います。御検討をお願いします。

○議長（澤田 俊一君） 長井住民生活課長。

○住民生活課長（長井 千晴君） 住民生活課、長井でございます。それでは、吉岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

保護司の方々の御苦労や任務の大きさにつきましては、本年7月10日に当町で開催いたしました「社会を明るくする運動」神崎郡住民大会におきまして、町長から改めて感謝の念を述べられ、日々の活動の重みを痛感したところでございます。

さて、滋賀県大津市で起こった事件を受けまして、7月上旬に神崎保護区保護司会会長から、町の施設を面談場所に使用させてもらえないかとの申入れがありました。そこで、役場本庁、中央公民館、神崎支庁舎の会議室の使用を承諾しております。今後でもできるだけ柔軟な対応で協力できたらと思っております。

以上、吉岡議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 吉岡議員。

○議員（6 番 吉岡 嘉宏君） 6 番、吉岡です。非常にいい回答で、びっくりをしています。ちなみに、私、数名の町内の保護司さんに、こういった役場の会議室とか借りられへんかなって提案しよう思うんですっていうような話をどう思われますって、8月の

頭傾したんです。ええことやない言うてくれはりましたけども、既に会長からこんな申出が出とって、オーケーが既に出とったということについて、うちの保護司さん、僕、三、四人しか電話してないですけど、知っておられませんでした。それは役場が悪いわけじゃないですけども、そういう状況があるということもちょっと参考にお願いしたいと思います。回答としてはありがたいんで、ありがたいというか、本当満足です。

ちなみに、長谷エリアで1人、保護司さんがおられます。センター長谷は貸していただけないんでしょうか、回答をお願いします。

○議長（澤田 俊一君） 長井住民生活課長。

○住民生活課長（長井 千晴君） 住民生活課、長井でございます。センター長谷につきましては今、委託をしておりますので、そちらの事業者さんとの調整が必要かと思しますので、希望がありましたらまた調整して協議したいと思います。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） ありがとうございます。じゃあ、また保護司さんたちにも話を持っていきまして、センター長谷、使用したいという確認が取れたら、また住民生活課のほうにお話を持って行っていただきたいなというふうに進めさせていただきます。よろしくお願いします。

次の質問行きますね。これ思ったより早く行きて喜んでいます。次は、公立神崎総合病院のお話です。神崎病院の神河町医師修学貸付金制度の拡充はどうでしょうかという提案というか、一般質問です。将来、ドクター、お医者さんになってもらう方について、神崎病院に来ていただける方は、医学部の6年間を対象に月20万円の貸付制度を運用しています。令和3年度でストップはしてあるんですけども、これをちょっと考えていただいて、魅力アップとして、将来の神崎病院への若手ドクター入ってもらうために新たな提案として、医学部入るときの入学金相当額、これが大体インターネットで調べたら200万円から100万円の間でしたわ。ですんで、140万円の支給を制度に追加したらどうかなと思うんですね。何で140万円という数字を出したかということ、6年間大学及び研修します。月額20万円お貸ししますから、20万円掛ける12か月の6年間で1,440万円が最大の貸付金です。その1割相当が140万円ということ考えてました。

ちなみに、近隣の加西市さんにおいては、入学支度金、入学金相当額100万円としておられます。実は、これは僕、地方新聞を見ておって、目に留まったから提案したんですけども、加西市が2023年10月、去年の10月、医師修学貸付金制度を始められました。神河町は平成21年頃からですから、随分後発ではあるんですけども、加西市さんのほうは月額貸付金30万円以内と入学支度金100万円の2本柱です。さっき言いました、去年の10月始めて、去年度は1名の申込みから、2024年、今年になったら8人の申込みということで、補正予算対応されたというふうに書いてありました。

神河町も今はストップしてありますけども、入学金相当になる140万円を追加する

ことで、新たにPRすることによって医師確保が進まないかなと考えました。以前、元事務長さんのほうからよく聞いていた話が、お医者さん1人、ドクター1人で年間1億円稼ぐってという説明を覚えています。腕がよくて人気のあるドクターなら、なおのこと医業収益が上がると思います。公立神崎総合病院を後世に残すために、医師確保対策事業については大変重要なものです。

令和5年度公立神崎総合病院の収益的収支は1億7,024万2,000円の赤字となりました。新型コロナウイルス感染症関連の補助金がなくなったのと、新型コロナウイルス感染症による診療報酬の加算がなくなったのが主な理由で、様々な経営改善のための対策委員会を精力的に持たれていることは理解をしています。しかし、外来・入院患者を増やし、収益を上げることが病院を残す解決策なんですけども、そのための根本は腕のいい、評判のいい医師を確保することではないでしょうか、こういう提案であります。よろしくお願いします。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、吉岡議員の質問にお答えします。

神河町医師修学資金貸与制度は、将来、公立神崎総合病院において医師として医療業務に従事しようとする者に対し、修学資金を貸与してこれらの者の修学に資することにより、公立神崎総合病院における診療に従事する医師の確保を目的として、平成21年4月に創設をし、今年度で16年目に入り、この間に8名の方に修学資金を貸与してきました。貸与額は月20万円で年額240万円、6年間貸与すると総額が1,440万円となります。この制度により、令和2年度末の時点で8名に貸与し、令和5年度末の貸与総額が9,840万円となっています。

この制度を利用し、現在までに医師として勤務可能な方が3名ありましたが、既に2名が資金を一括返済される事態となっています。うち1名は、平成28年度に神崎総合病院に勤務されましたが、僅か1年勤務で退職されました。10年間勤務いただくと全額免除となるところでしたが、残り9年分の1,080万円を一括返還しての退職でした。

もう一人は、平成29年度から4年間の貸付けを行い、医学部卒業後、臨床研修を2年、専門医研修を1年受けた後、神崎総合病院に勤務することなく、本年、貸付金960万円を一括返済されました。

このように、修学資金の貸与金を一括返還して他院へ転職するような事例が他の自治体でも発生しており、医師確保につながらない懸念が払拭できないこと、そして、現時点で6名に貸与中であり、一定数の医師確保が見込まれること。現在の専門医制度は、高等学校卒業後、医学部6年間の修学の後、医師国家試験を受け合格されると医師免許取得となります。その後、大学病院や臨床研修病院で2年間、法に基づく臨床研修を受け、さらに3年以上の専門医の研修を受けた後、就職されるのが一般的な流れになっていますので、医学部に入られてから最短で11年の年数が必要であることなど、制度の問題点や費用対効果の検証が必要であるとして、令和3年度以降の新規受付を行わない

こととして今日に至っています。

吉岡議員の御指摘のとおり、医師修学資金貸与制度を創設してから16年目を迎える中で、若手医師の就職に結びついておらず、制度の魅力が欠けているのではないかと。例えば、入学支度金の支給制度の創設など考えられないかとの御意見は理解しておりますが、先ほど申し上げましたとおり、令和3年度以降の新規受付を行っていない状況において、貸与制度については当面様子を見ていきたいと考えています。引き続き、魅力ある病院に取り組んでまいりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げまして、吉岡議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。今、町長からこの修学資金の貸与制度について、お金は借りたけども神崎病院には勤めないということが多々あると、要約したらこういう話やと思うんですね。今、町長から説明を受けた中で、聞いていて思ったんですけど、例えばこの答弁書の2ページの真ん中ほど、うち1名は平成28年度に神崎総合病院に勤務されましたが、僅か1年勤務で退職されました、こうあるんですね。あと、借りたお金は返してもうとんですけれども、これを聞いておって思ったんですけど、神崎病院辞めますよと、神崎病院のドクターは申し訳ないけど辞めますよというその中身、理由ですね。例えば、器械が古いとか、自分が思っているような設備がないとか、何が障害があるのかなというふうに疑問に思いました。

その人を責めとるわけちゃうんですけども、今後のこともありますからね。例えば、この辞められたドクターの例を取ると、辞められたドクターのどんな考え方で神崎病院はもう申し訳ないけどってなったのか、プライバシーに配慮した範囲内で答えられたらよろしくお願いします。

○議長（澤田 俊一君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。ただいまの御質問ですけれども、この方は、私の記憶では、小児、子供の腎臓に関する研究を進めたいという、本当に専門的な分野に進みたいということで当院を退職されたというふうに聞いてございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） ありがとうございます。平成28年度で1年勤務で退職された方の理由は分かりました。

あと、退職とか辞退とか、退職じゃない、奨学金貸付制度借りたけどもうお返しして勘弁してください、神崎病院の勤務を勘弁してくださいねという理由ですね、ほか何件かもし分かりましたら、プライバシーに配慮した範囲で、もし何件かありましたらお願いします。

○議長（澤田 俊一君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。もう1件

は、今年の3月初めに申出がありまして、6月の初めに貸与金をお返しいただいた方も1名いらっしゃいます。この方も内科の先生であったと記憶をしておりますけれども、専門的な分野を突き詰めたいというふうなことで、当院勤務を御辞退されたということでした。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） どうも言いにくいことをありがとうございました。

何で私がこんな若手ドクター確保について、言いにくいことも含めて質問しとるかという、とどのつまりは財政問題、公立神崎総合病院の財政運営、経営運営ですね、これについて、実は新型コロナウイルス感染症のときには、令和3、令和4年度については新型コロナウイルス感染症の補助金とか診療報酬単価の上乗せとかあって黒字にはなっていますが、収益的収支についてはずっと赤字が出てまして、今後も、もちろん頑張っているんですけども、赤字のことで何とか財政を強くしたいなという思いでしています。

すみませんが、僕が調べた中では、ちょっと横道行って申し訳ないんですけども、今言いました赤字の関係、黒字の関係いうと、ざっと言うと平成30年度が393万円の赤字、これ決算書から調べました。令和元年度が3,000万円の赤字、令和2年度が5,274万9,000円の赤字。令和3年度は今言いましたように、新型コロナウイルス感染症の関係がありまして1億5,427万6,000円の黒字、令和4年度はもっと黒字が大きくて3億843万4,000円の黒字、令和5年度は今申しましたように、1億7,024万2,000円の赤字というふうになっています。

今も新型コロナウイルス感染症はやってますが、コロナ禍という時期はもう終わってますんで、補助金的には国からはもう諦めんといかんと思います。この赤字対策としては、一般会計からの繰入金と出資金ということで、ざっと5億円ですね、これが入ってきていてやりくりをしているということなんですけども、ここでお聞きしたいんですけども、今言いました平成30年から令和5年度にかけて、町の一般会計からの繰入金とか出資金、今言いました約5億円ですね、これがなければどんな状況になってますかね、お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 医師確保という質問の趣旨の観点も含めた形での答弁をお願いいたします。全く関連がもうないのであれば関連なしでも結構ですけども、吉岡議員は、医師確保をすることによって、財政上うまく好転するんじゃないかという趣旨で病院の経営のことを問われてますので、その部分も含めて答弁をお願いいたします。

井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。まず、公立病院はその性質上、過疎地域であっても不採算部門の診療科であっても運営していく責務があることから、国がその運営を支援すべく財政措置を講じております。ただ病院に直接お金が入るのではなくて、地方自治体を通して入る仕組みになっていますので、

公立病院は、繰入れ基準にのっとって適正に算出された繰入金を含んで、収支が黒字を目指す事業であることを、まず御理解をいただきたくお願いをいたします。

さて、御質問の件ですけれども、平成30年度から令和5年度において、町からの繰入金は、北館改築工事に係る合併特例債であるとか、耐震交付金、医療器械に係る過疎債などを除いて、3条予算、4条予算で先ほど議員がおっしゃったように年間5億円程度の繰入れをいただいております。

ただ、平成30年度また令和元年度の2年間は、北館改築工事などの影響もございまして資金繰りが困難で、それぞれ2億円ずつ赤字補填的に追加繰入れをいただいているということは事実でございます。先ほど年間5億円という繰入金のうち収益的収支に関する繰入金は年約4億円でございますので、先ほど議員がおっしゃった町からの繰入金が全くなかったとして仮定してお答えすると、年間、おっしゃった金額から4億円をマイナスした金額が赤字額になるというふうに承知をしております。

加えて申し上げますと、令和5年度の決算につきましては1億7,024万2,000円の赤字となりましたけれども、この赤字額は、減価償却費だけで2億9,000万円の費用がございすけれども、そういった非資金性の費用も含んでの金額でございます。現金預金、キャッシュで申し上げますと、令和5年度において約2億9,000万円増えておりまして、令和6年の3月31日現在で12億9,000万円となっております。赤字、黒字で申し上げますと黒字が望ましいことは重々に承知をしておりますけれども、資金ショートしますと倒産という状況になりますから、資金ショートしないように運営することが最も大切であるというふうに考えております。

先ほど議員のほうからもございましたように、医師確保が当院でも喫緊の課題というふうに考えております。令和5年度の決算のときにも町長からも申し上げましたけれども、当院の常勤医師の平均年齢は、県の養成医と神戸大学からの派遣医師3名を除くと、常勤医師の平均年齢が59歳でございます。確実に高齢化をしております。病院としましては、引き続いて経費節減に努めることは第一でございますけれども、医師確保対策を進めさせていただいて、何とかその赤字額を抑える対策を講じてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） ありがとうございます。財政の流れが詳しく、ありがとうございます。

続きなんですけれども、これもかねてからいつも公営企業、僕も詳しくないんですけど、公営企業会計で赤字が出ると赤字の解消は過年度損益留保資金で解消しますと、これは下水道事業も水道事業も病院事業も共通の話なんですね。いや、それでええんですよ。ええなんですけれども、ちょっと決算書見ても、僕、もう一つ分からへんかって、過年度損益留保資金の現在の残高ですね。現在の残高が幾らなのかと、このまま1億程度の赤字が見込まれると仮定して、過年度損益留保資金っちゃうのは何年ぐらいもつもんなのか

なという、大ざっぱな話で悪いんですけど、お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。過年度の損益勘定留保資金につきましては、令和５年度決算時で１４億６００万円でございます。この過年度の損益勘定留保資金につきましては、損益外である４条の収支差を補填するための資金ですけれども、赤字額が出ると損益勘定留保資金も減ることになります。４条予算といいますのは、施設改修でありますとか医療器械の購入等を行いますけれども、そういった歳入と歳出の差に充当するというものと理解をしております。今後の計画といたしましては、令和７年度に電子カルテの更新、令和１０年度頃にはＭＲＩの更新、令和１１年度頃には平成２０年に竣工した南館の大規模改修、修繕とＣＴの更新などを行う計画でありまして、留保資金も確実に目減りしていくというふうに考えております。何年度にどのぐらいということは少し控えさせていただきます。

２点目の何年もつかの問いに関しましては、少し、キャッシュである現預金の動き、動向を踏まえて御説明をさせていただきたいと思います。今後の収支の見込みですけれども、令和５年度の決算値を基に算出していますが、診療報酬制度の改正もありますし、入院や外来患者数も日々増減しております。一方で、費用については削減することが大変困難な状況において、精度の高い収支計画ではございませんけれども、その点お含みをいただければと思います。

試算に係る仮定としましては、３条予算においては、入院・外来収益は診療単価の動向を基に少し今後下がると見ておりまして、患者数は経営改善の取組も含めて微増、少し増えると見込ませていただきます。町からの繰入金ですけれども、令和７年度から３条予算、４条予算合わせて３．６億円の計画であるということも含ませていただきます。費用については、給与費は令和６年度の人勤のベースアップを見込ませていただいて、材料費、経費は令和５年度並みと仮定をさせていただきます。

あと、４条予算の施設修繕、また医療器械の購入については、先ほど申し上げた施設改修や医療器械の購入を見込み、それによる起債の償還額も試算をさせていただいているということを仮定した上になりますけれども、今後の収支の見込みということでございます。令和６年度の３月３１日現在、本年の３月３１日現在のキャッシュ、現金預金は１２億９，０００万円でしたが、先ほど申し上げたように今後の見込みとしては、ここ数年で枯渇して、立ち行かなくなることも考えられます。令和７年度から町の繰入金が３．６億円程度となる計画ですので、本当に厳しい運営が強いられることになるかと考えております。先ほども申し上げましたように、医師の確保というのが大変喫緊の課題でございますので、今後、その医師の確保も含め、また、経営改善の取組も進める中で、改善に努めてまいりたいというところでございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 吉岡議員、質問の趣旨の医師修学貸付金制度の拡充による医師確保、それによる経営安定という部分に少し戻っていただいて質問をお願いしたいと思います。

います。

吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） すみません。丁寧な説明ありがとうございました。医師確保のことで話を本当はせないかんかったんですけど、全ては財政安定、経営安定につながるということでお聞きをしました。公立神崎総合病院、新型コロナウイルス感染症患者の受入れもしていただき、最近ではレスパイト入院の早期の受入れとか、本当に一生懸命やっておられると思っていますんで、今後もよろしくお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。若者子育て向け公営住宅の未入居解消に向けてということで、これは新野駅前団地と中村団地の件です。新野駅前団地は全部で12戸、中村団地は全部で20戸あります。昨年の春頃からそれぞれ5戸程度の空き状態がずっと続いています。どちらも築10年程度で新しいもので、未入居状態が続いているのは誠にもったいないなと思っています。解消に向けての対策をどう考えておられるのかなということでございます。

現在、家賃は6万2,000円ですが、新婚及び婚姻予定者は入居から24か月までは4万円、子育て世帯はお子さんが18歳になってのまで4万円という家賃設定です。入居者を増やすために4万円を半額の2万円に値下げするとか、これは例ですよ、ぜひしてくださいとは言ってません。値下げの精神を言っています。そのことで町外からの転入者も増えないかなと考えます。値下げした場合は、当たり前のことですが現入居者にも適用します。また、基本料金の6万2,000円も、4万2,000円ぐらいの2万円の値下げをして、減額期間が終わった後、さっき言った24か月とか、お子さん18歳とかという期間のことです、それが終わった後も以前より低料金で賃貸できるというふうにすれば人気が出ると思いますが、どうでしょうか。

また、これはよく聞く話なんですけど、若者子育て向け公営住宅の入居者が減っているのは、区内の清掃活動等が苦痛であるという話も聞いています。しかし、緑豊かで空気が澄んでいて、水がおいしい神河町を守るためには地域住民の力が必要、だから清掃活動にも協力してもらいたいんだという訴えを、入居相談の際に行政が丁寧に説明することも重要と思いますが、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、議員の御質問にお答えさせていただきます。

御指摘のとおり家賃の軽減を行っているにもかかわらず、近年、町営住宅の空き部屋が増加している傾向にあります。私といたしましても、何とか多くの方に入居していただきたく、行く行くは神河町内に新築され、住み続けていただきたいという思いは同じでございます。ただ、これまでの町営住宅の建設、その際の基本的な考え方を整理、また公営住宅法の基準から考えますと、単に家賃を引き下げすることができないのが現状でございます。

そのため、この若者世帯向け家賃補助制度の総合的な再点検、見直しを検討する時期

に來ていると考えています。空き部屋をなくして1世帯でも多く入居していただくために、知恵を絞っていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

詳細につきまして、この後、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課、石橋でございます。

新野駅前、中村地内に設置しております若者向け地域優良賃貸住宅につきましては、中堅所得者で新婚世帯や子育て世帯等の住居の確保のため、平成26年度に新野駅前団地として12戸、それから平成27年度、28年度に中村団地として20戸の建設を行っております。家賃につきましては、公営住宅法の第16条の基準に基づき、立地条件や規模、かつ近傍同種の住宅家賃以下で定めることになっておるといふふうになっておまして、今回設定させていただいた家賃につきましては、最安価格として月額6万2,000円と設定をさせていただきました。

また、平成27年度から実施しております若者世帯向け家賃補助事業補助金と合わせた形で、家賃の減額の条項を設けておりまして、その期間の家賃は4万円としております。その内容につきましては、吉岡議員が御提示いただいたとおりでございますが、婚姻予定者を含む新婚世帯におきましては、許可書の入居可能指定日から24か月、2年間ですね。それから子育て世帯については、子供が満18歳に到達する年度末まで、新婚世帯から子育て世帯への変更も、今現在、適用をさせていただいておるといふところでございます。

吉岡議員御提案の家賃を半額の2万円にすることにつきましては、公営住宅法の基準に従い家賃設定を行っていますが、近傍同種の家賃から大きく下げることによる民業への圧迫、また、住宅に困窮する低額所得者に対して提供する比延住宅、それから柏尾住宅等の設置目的も含めまして、近傍同種の住宅家賃から大きく下げた家賃に設定することは非常に難しいというふうを考えておるところでございます。また、併せて実施しております若者向け家賃減額についても、設定した経緯から考えますと、公営住宅のみに実施しているものではなく、民間賃貸住宅家賃についても併せて家賃補助額の増額も検討をしていく必要がありますので、賃貸住宅の空き状況が続かないよう総合的に見直しも含めて、これから検討をしてまいります。

次に、減額期間が終わった後の減額の提案ですが、若者世帯を支援するための賃貸住宅建設につきましては、当初計画時には結婚と同時に神河町に住み続けるために不足している賃貸住宅環境を整備することと併せ、賃貸住宅に居住することによりできる地域や人とのつながり、賃貸住宅から退居した際には神河町に新たな住宅を建設し、定住していただけるよう、住宅取得補助金やリフォーム補助金、また、民間での宅地開発を促進するための宅地開発支援事業補助金を創設して、神河町に住み続けていただけるような施策を設計いたしました。これまでの状況を見ていきますと、地域優良賃貸住宅の建

設後そこに入居し、出生数が増加し、その後、住宅を建築していく若者世帯も増えてきております。そういったことから、地域創生事業におきましても一翼を担った事業であるというふうに思っておりますし、成功した事例でもあるというふうに思っております。

吉岡議員の御提案の家賃の引下げ及び家賃補助相当分の増額については、先ほど申し上げましたとおり、非常に難しいというふうに思っております。しかし、婚活の参加者の年齢など高くなってきておることや晩婚化の流れから、補助対象年齢の引上げなど、少し違う観点から総合的に施策の再検討をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいというふうに思います。

以上、吉岡議員の家賃の引下げ及び家賃補助に対する御質問の回答とさせていただきます。

なお、区内の清掃活動の事前説明に関する御質問につきましては、住民生活課防災担当特命参事から答弁をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。続いて、区内の清掃活動に対する行政の対応について答弁をさせていただきます。

若者世帯向けの地域優良賃貸住宅を含めまして、町営住宅の入居時には入居者のしおりをお渡しし、入居時の注意事項として、例えば中村団地では、町から地元地区の区長様に入居連絡をすることについての承諾、また、区民として付き合っていただくことをお願い、月1回の美化活動への参加、各種祭りや子ども会活動などへの参加、区費等の支払いについてなどを御説明し、承諾の下、入居をいただいております。その他、家賃の支払い方法や修繕が必要となった場合の費用負担に関すること、共同利用する施設の使用上の注意、月に一、二回程度のクリーンますの清掃なども入居者のしおりに基づき、担当者から御説明をさせていただきます。神河町では、美化活動を含めた地域行事や子ども会活動などを通して、地域とのつながりを持ち支え合えるような関係があることも魅力の一つと考えるので、議員の御提案のとおり清掃活動の必要性など、入居相談時には丁寧な説明を心がけ、神河町に住んでよかったと思っていただけるように努めてまいります。

以上、吉岡議員の御質問の御回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 1つ目の値下げの問題ですけれども、これ、すみません、公営住宅法によって、近隣の住宅とバランスを考えての値段設定で6万2,000円いうふうに聞いたんですが、これを例えばさっき言うたように4万円とかに下げてしまうと、公営住宅法違反になるのでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。先ほど説明させていただきましたとおり、公営住宅法第16条の基準というふうなところ

ろにつきましては、立地条件や規模かつ近傍同種の住宅家賃以下で定めるというふうなところが規定されておりますので、以下であれば大丈夫というふうなところでございます。

○議長（澤田 俊一君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 以下であるということで、僕が6万2,000円を例えば4万円という話をしましたが、もうやらへんという話で聞いとんですけど、それを4万円にしたからといって法律違反じゃないという解釈でいいですか。お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋です。法律違反ではございません。しかしながら、近傍同種の住宅家賃以下というふうなところで捉えてみますと、近傍住宅の家賃相当額、同じ、今回の若者住宅については2LDKの間取りというふうなところとか、築年数、それから立地条件というふうなところを踏まえて考えますと妥当な金額であるというふうなところで、下げるというふうなところについては、先ほど申し上げましたとおり、近傍の民間事業者の業の圧迫というふうなところにも捉えられるというふうなところで、今の金額が妥当な金額だというふうに判断しております。

○議長（澤田 俊一君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） まあまあ妥当ということで否定はしないんですけど、10年たちまして、平成26年頃にやってますから、10年たってきたから建物が古くなってきたから、6万2,000円を5万2,000円にしようと、例えば。こういうような考え方はどうですか。何せ、僕、ちょっとでも安くして入ってほしいという考え方なんで、それはいかがですか。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。そういうふうな考え方というふうなところも、一応、公営住宅法のところにありまして、先ほども言いましたとおり、立地条件とか、それから築年数、そういったところも加味しながら、毎年見直しというふうなところも可能というふうなところになっておりますので、そういうふうな考え方というふうなところはできるかなというふうに思っておりますけれども、そういうふうな中でも、やはりその中でも近傍の住宅家賃と合わせるといふふうなところも必要になってくるといふふうなところで御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（澤田 俊一君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） そうしたら、1つ目の値下げの話は頭に置いてほしいということで、これで終わります。

次に、入居者、入ってきてのときの説明の話で、井出参事からお聞きしたんですけども、例えば入ってきてのときに田舎のことですから、資料6ページの真ん中辺、月1回

の美化活動への参加、次ポツ、各種祭りや子ども会活動への参加、それから次のポツは、当たり前のことですけど区費等の支払いについていろいろあるんですけども、ここで子ども会、祭りとか美化活動、こんなんするんやったらもう結構ですわと、こんな断られた事例ございますか。

○議長（澤田 俊一君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。入居時には、そういった活動がどの程度のものなのかというのは、それほど理解がないかなというふうな認識で、その時点で断られたというケースはございません。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。そうですね、聞いたときはこれほど大変なのかと、月1回の溝普請がこれほど大変なのかと、分からないですよね。分かりました、分かりました。それで納得しました。

それでは、最後になりますけど、値下げの問題は何回も言いますけど頭に置いてもらって、今9月ですね。こういう住宅入るときのポイントは、4月1日、就職、人事異動等の時期ですね。このときに物すごい大事な4月1日という日がありますんで、2月とか1月頃から、ぜひ移住定住サポートセンターとも共同してしっかりPRをしてもらって、駅に近い新野駅、そして、小学校、次できる児童公園に近い中村団地、大きくPRしてほしいなと思いますが、その辺、ひと・まち・みらい課長、どうですか。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋です。議員がおっしゃるとおり、私もそういうふう感じておりまして、できるだけ早く住民の皆様へ情報発信をする、それから、今回のこの住宅につきましては、町以外の方も入居可能というふうになっておりますので、その辺はサポートセンターとも連携しながら、この住宅の情報を発信していくというふうな形で、どんどんPRというふうなところを強くさせていただいた上で入居者を受け入れていくというふうな形を、今後につきましても積極的にさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） ありがとうございます。積極的なPRをお願いします。

そしたら、この若者世帯向け住宅の空き家対策について、執行部、町長もしくは副町長、お考えとか決意とかありましたらいただきたいと思います。お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、私のほうで最後の答弁ということになりますが、若者定住政策、これはこれまでもずっと言っているところでありまして、とにかく危機感を持つということが重要でございます。そういう中で、議員からいろいろな御提案もいただいたところでございますけども、空き部屋をつくるよりも、とにかく入っていただいて入居していただく、そして、少しでも家賃収入として受け入れることが、これ

は結果として町の財源確保にもなってくるということでもあります。それよりも何よりも人口増になることが一番でありますので、今日いただきました御意見しっかりと受け止めてさせていただいて、新しいこの対象年齢の引上げ等も含めて、今の現状、今の制度を創設しましてからもう10年ぐらいたっておりますから、環境は相当変わってきておりますから、そういったところを我々しっかりと精査をし、そして、次に向けて空き部屋がないように進めてまいります。ありがとうございます。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） これで私の一般質問終わります。ありがとうございます。

○議長（澤田 俊一君） 以上で吉岡嘉宏議員の一般質問は終わりました。

○議長（澤田 俊一君） ここで暫時休憩といたします。再開を14時15分とします。

午後1時54分休憩

午後2時15分再開

○議長（澤田 俊一君） 会議を再開します。

次に、1番、小島義次議員を指名します。

小島義次議員。

○議員（1番 小島 義次君） 1番、小島義次です。今回は、大きく分けまして2点のことについて伺います。

まず最初は、不登校対策プロジェクトの充実推進について伺います。県内の公立学校における不登校の児童生徒数は年々増加しております。2022年度は全児童生徒の3.13%、1万5,577人で、過去最多となっておるとのことです。その9割が小・中学生であり、抜本的な支援体制の強化が喫緊の課題になっていると聞きます。小・中学生の不登校児が増加している中で、兵庫県は昨年ひょうご不登校対策プロジェクトを立ち上げ現在も推進していますが、本年度は教室に入りづらい児童生徒が別の場所で過ごす校内サポートルームへの支援員の増加など、支援策のさらなる充実を進めています。このことについてお聞きいたします。

まず、本町における不登校児童生徒の実態を伺います。不登校とカウントされる条件、多分これは欠席日数の多少による違いでカウントする、あるいはされないの境目はあるということですが、その数について、本年度は小・中別に何名でしょうか。また、ほとんど学校に来ていない児童生徒はいるでしょうか、お伺いします。

○議長（澤田 俊一君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 教育長、入江でございます。それでは、小島議員の御質問にお答えします。

不登校支援につきましては、大変重要な課題であり、コロナ禍による生活環境の変化も加わり、全国的にも不登校児童生徒数は依然増加傾向が続いております。そのことが

ら、兵庫県でも令和５年度より学校、地域、支援関係機関、教育行政が相互に連携をしながら、全県一丸となったひょうご不登校対策プロジェクトを推進しております。当町におきましても、大変重要な課題であると考え、常に小学校、中学校と連携し、予防や未然防止、早期発見に努めているところであります。しかし、不登校状態になった場合には、初動対応を適切に行うとともに、対象児童生徒の状況や状態を見極め、個に応じた対応を行っています。

なお、詳細につきましては、教育課長から説明をいたします。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。神河町の不登校児童生徒の状況についてお答えさせていただきます。

文部科学省が定義する不登校児童生徒は、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため、年間３０日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものと定義されています。このことを基に、本年度１学期末現在、３０日以上欠席者は小学生が４人、中学生が９人です。そのほかにも欠席が多い生徒の状況といたしましては、中学生が４人在籍していると把握しております。なお、小学生４人、中学生９人のうち、小学生２名と中学生４名は、ほとんど学校に通えていない状態にありますが、うち小学生２名と中学生１名はフリースクールに通っております。

以上、小島議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 小島議員。

○議員（１番 小島 義次君） 小島です。ありがとうございます。

今の答弁の中で、小学生２名、中学生４名、これはほとんど学校に通えていないという状態ですけど、不登校の該当は小学校４名、中学生９名、その中の小学生２名と中学生１名はフリースクールに通ってるということですが、これは、ほとんど学校に通えていない子供の中の内数と見てよろしいんですか。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。小島議員がおっしゃられたとおり、内数ということで御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 小島議員。

○議員（１番 小島 義次君） 小島です。じゃあ、次に、県が進めているひょうご不登校対策プロジェクトは、県と町の教育行政や学校、保護者や支援機関、そして学識経験者等が参画したひょうご不登校対策推進協議会が設けられ、不登校児童生徒の現状や課題、また、好事例、よかった事例を共有して、支援策の検討や実践を進める体制を整えていると聞いています。これは県レベルの取組ですが、本町においても町レベルとして、このような協議会的な場は設置されているでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。兵庫県ではひょうご不登校対策プロジェクトとして、ひょうご不登校対策推進協議会を開催され、小学校、中学校及び高等学校の管理職、医師、臨床心理士、弁護士など各方面の専門家により構成され、保護者の代表も加わり、多方面からの意見交換や情報交換が行われています。当町におきましては、特に不登校に特化した協議会などは設置しておりませんが、毎月開催しております町校長会や町教頭会の場で各校の不登校児童生徒の状況や対応等について把握することとしており、必要に応じて関係機関との連絡調整は行えているというふうに考えております。しかし、今後は不登校に至る原因や対応が複雑化することも考えられるので、兵庫県教育委員会の専門家や教育事務所の学校支援サポートチームなどの協力をさらに得ることができるよう取り組んでいきたいというふうに考えます。

以上、小島議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 特別に協議会等の設置はしてないということで、代わりに月1回の町校長会、あるいは教頭会で協議されているということですが、その協議の中で、不登校児童に対する何か課題というようなものは、本町ではあるのでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。月1回の校長会、教頭会で各児童生徒、不登校の状況を御報告いただいて、それぞれ個の状況に応じた報告をいただいているわけでございます。いわゆる国のほうでいいますと、学校に課題がある、家庭に課題がある、本人に課題があると、大まかに3つの区分けがされております。一般的に国のほうで把握されている統計数字で申し上げますと、6割について本人に課題があって、やる気が湧かないというような報告がされております。当町におきまして、具体的にそういう報告までは把握はできてないわけですが、いわゆる国の統計調査と類似してるかというふうに考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 本人が6割ぐらい、全体の中で、そこが課題であるということで、あと、学校や家庭もそれぞれ何か理由等があると思いますけれども、それについて月1回の町校長会等で協議されているというふうに捉えておきます。

次に、県は、学校内の安心できる居場所として校内サポートルームの設置を進めています。令和5年10月調査での県内の設置率は、小学校で約68.3%、中学校で約94.8%です。教室に入りづらい子供たちの居場所づくり、あるいは子供たちの居場所となっていますが、本町でのこういうサポートルーム等の設置状況はいかがでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。当町にお

きまして、中学校に教育支援センター、ユース教室と校内サポートルームを設置、小学校には校内サポートルームを設置しています。

中学校では、不登校支援を行うための教育支援センターとしてユース教室を設置しており、それ以外にもう1部屋を校内サポートルームとして、教室に入りづらい生徒支援の場所として活用しています。また、各小学校でも空き教室などを活用し、サポートルームを設置し、教室に入りにくい児童のために活用を行っています。これらのサポートルームの支援体制といたしましては、中学校では不登校支援員を中心に対象生徒の支援に当たるとともに、県費加配の生徒支援教員や、その他の教員も授業がない空き時間を活用して支援を行っています。

小学校におきましても、加配の児童支援教員などが中心となり支援を行っており、ユース教室の職員も小学校に行って不登校支援を行っています。

以上、小島議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 分かりました。教室に入りづらい子供たち、いると思うんですけども、これはいろんな状況、程度の高い低いという状況あると思うんですけども、大体小学校で何名ぐらい、中学校で何名ぐらい、入りづらい、大体のところで分かれば教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。小学校におきましては、1桁、数名というところで把握しております。中学校におきましては、恒常的に入りづらいというところの生徒につきましてはユース教室を利用しております。恒常的ではなく、例えば週初めであったり、学期初めであったり、生活習慣が変わるパターンでなかなか来づらい生徒というのが見受けられます。そういう生徒につきましても10名程度がサポートルームを利用しており、固定化はしていないという状況でございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。ちょうどその中間的な子供たち、教室に入りづらいという子供たちが、いかに居場所づくりの場所から教室に入ることができるか、その支援が大事だと思います。当町では適切に支援していただいているということで安心しております。

次に、校内サポートルームに常駐する支援員の配置ですけども、その配置率は令和5年10月調査では、小学校が16.6%、中学校では44.8%、約半数ということです。人的体制の確保が求められる中、県は本年度、全中学校に1人、小学校は町ごとに4校に1人の割合で支援員配置に対する補助をしているということです。支援員は教員免許がなくてもよく、専業主婦、また教員OBなど地域の人材を登用するとのことですが、人件費の2分の1を県が補助、本年度中に小学校は41.3%、中学校は94.8%まで支

援員の配置拡大を見込んでいるとのこと。本町では、小・中とも支援員の確保はできているでしょうか、状況をお伺いします。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。当町では、今年度から県教育委員会で実施されています不登校児童生徒支援員配置補助事業を活用し、支援員2名を確保して、不登校支援に当たっています。昨年度までも、町費で不登校支援員を配置して児童生徒に対して支援を行ってきておりますが、今年度から県の補助事業を活用し、補助事業として小学校1校、中学校1校の賃金を補助対象として小学校、中学校での支援を行っています。この補助事業を活用することで、これまで以上にしっかりと小学校の対象児童への支援が可能となり、週に一度は小学校に派遣して、小学校の担当教諭と対象児童についての情報交換を密に行うなど、より充実した支援体制を整えています。

以上、小島議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 小学校は3校ですけど、この規定では4校に1人というふうになっておりますけど、その辺りどういうふうに配置されているのでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。県の補助事業といたしましては4校に1人という配置でございますけども、当町、3校、小学校でございます。であっても1名分の補助ということをお願いしておりまして、1名の配置をして3校を巡回で担当しておるという状況でございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 小島です。一方で、県では家から出にくい子供たちに関わるために訪問支援を行う、いわゆるアウトリーチ型の支援も進めています。また、学生を人材募集して不登校児童生徒の支援を行うハートフレンド人材バンクも進めていますが、町の教育委員会と大学生がマッチングし、オンラインを活用した学習支援を大学生にも協力してもらうなどの取組をできるということですが、本町での取組、あるいは現状はどうでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。神河町におきましても、県のハートフレンド人材バンクに応募して、大学生の活用ということを期待しておりますが、現在のところ当町を希望する大学生がいないため配置できていない状況でございます。また、大学生等に対象児童生徒に関わっていただくということになれば、一定専門的な知識も必要であり、教諭等と支援についての打合せを綿密に行ったり、児童生徒一人一人に応じた適切な対応を行うための研修等の時間も必要となり、大学生の確保が難しい現状もあります。しかし、学習支援などできるところから大学生

の活用についても考えていきたいというふうに考えております。

以上、小島議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 小島議員。

○議員（1 番 小島 義次君） そこで、訪問支援の該当者、本町ではそのような該当になる児童生徒は何名かいるということでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。一番最初の質問にございました30日以上欠席者というところですが、小学生が4人、中学生が9人ということでございます。うち、小学生2名と中学生4名がほとんど学校に通えていない状況にございますので、こういう児童生徒は対象の数であるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 小島議員。

○議員（1 番 小島 義次君） 学校になかなか来れない子供たちが該当であるということで、大学生の確保が難しいということもあると思うんですけども、今後、将来的に訪問支援を行うに当たりまして、大学生の募集、それはどのような方法でされるか、もし計画があれば教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。質問にもお答えさせていただきましたけれども、まず、県のハートフレンド人材バンクのほうに応募させていただいておりますので、この活用が第一かなというふうに考えております。現在のところ計画、予定はございませんけれども、県内には教育を専門とした大学等もございます。その辺りの大学と御相談させていただくことも一つかなというふうに考えておりますけれども、現在のところ計画までは至っていないというところでございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 小島議員。

○議員（1 番 小島 義次君） 今後の取組をまた期待したいと思います。

次に、神河町教育環境は充実しておりまして非常に安心しております。これからどの分野においても予防的な対策が重視されていくと思います。不登校児を出さない予防的な教育環境や施策も必要です。特に不登校になる心的要因等の排除に関する対策、あるいはお考えを教育長にお伺いします。

○議長（澤田 俊一君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 教育長、入江でございます。不登校につきましては先ほども申し上げたとおり、現在全国的に大きな教育課題となっております。本町におきましても、全国と同じような状況にあり、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。町内の小・中学校では、不登校にならない、不登校を生まない、誰一人取り残すことのない学校を目指しています。

そこで重要になることは、第1に、学校が安全で安心できる居場所であることです。そのためには、児童生徒にとっての不安要素をできる限り取り除くことが重要となります。教師の力量や児童生徒の意識を高め、環境の整備を進めなければなりません。また、児童生徒一人一人の得意なものや磨けば役立つ特性などに着目し、自己有用感を高める関わりも必要となってきます。

第2に、児童生徒が発信する小さなサインを見逃さないことです。児童生徒が心理的不安を抱え、後ろ向きな気持ちになったときを敏感に捉えることが必要となります。そのためには、教師が一人一人の児童生徒の状態や家庭環境、友人関係等の情報をしっかりと把握しておく必要があります。

第3に、気になる児童生徒がいた場合には、担任はもちろん養護教諭やスクールカウンセラー、そして、保護者とも連携したチームをつくって対応することが大切となります。そのためには、教師間のコミュニケーションがよく取れる学校づくりや保護者との信頼関係づくりがその基礎となります。そして、対象児童生徒と最も波長が合う者、時には教師、担任、時にはスクールカウンセラー、時にはスクールソーシャルワーカー等が児童生徒の気持ちに寄り添い、その子を支えるもの、前向きになるものを一緒に探します。これらのことが不登校の予防につながる重要な点であると考え、教職員対面式等、機会あるごとに管理職や教職員に伝えているところでもあります。

しかし、全力でこのような対応を取っても、不登校になる児童生徒があることも事実です。そのような場合には、多くの不登校児童生徒が歩んでいく混乱期・安定期・回復期・活動期という段階に合った対応、例えば、安定期に入ったら声かけと見守りを、回復期には体を動かしエネルギーをためるなどの働きかけをタイミングよく行っていきます。そして、その児童生徒にとって学校も居場所になるよう、保護者と共に粘り強く支援します。

私が大切にしている話がございます。私が県教育委員会の指導主事として勤務しておりました不登校児童生徒の受入れ施設、県立但馬やまびこの郷の所長をされていた佐藤眞子さんが、次のような話を機関誌に書いておられました。

私は「待つ」という言葉を聞くと、必ず思い出す話があります。何年か前、中米奥地の発掘調査に出かけた研究チームの報告の中にこんな話がありました。

調査団は、必要な荷物を運ぶためにインディアンのグループを雇った。初日から4日間は予想以上によくはかどった。運搬役のインディアンたちは屈強で、従順で、よく事が運んだのだ。ところが、5日目になって、彼らは先へ行く足をぷつぷつ止めた。黙って全員で輪になり地べたに座り込んで、もうてこでも荷物を担ごうとはしない。賃金アップの提案も駄目だった。日程には大幅な遅れが生じたと。2日後、突然インディアンたちは同時に全員が立ち上がり、荷物を担ぎ上げ、予定の道を前進し始めた。賃金アップの要求はなかったし、調査団から改めて命令したものでもなかった。どうしてこのような不思議な行動を取ったのかが分からなかったのですが、ずっと後になってインディ

アンの一人が答えを明かしたのです。初めの歩みが速過ぎたのでね。私たちの魂が、後からついてくるのを待っていなければならなかったのです、と。

この話のように、子供も、そして大人も、時に迷い、悩み、前に進めなくなるときがあります。心と体のバランスが崩れ、突然動けなくなるときがあります。そんなとき、無理に動こうとせず、心がどこかに取り残されているのではないか、逆に心だけが先に進み過ぎていないかと考えることも大切ではないかと私は思っています。

これからも、私が常に言っている一人一人の子供を大切にという言葉のとおり、一人一人の子供たちをしっかりと見詰め、先生方や保護者、地域の皆様と不登校の未然防止に努め、そして、不登校児童生徒に寄り添う学校づくりに努めていきたいと考えております。長くなりましたが以上です。

○議長（澤田 俊一君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。大変いいお話を聞かせていただいて、よく理解できました。

その中で、今まで答弁いただいた中では、いわゆる指導者、学校の先生対子供たちの関係性を十分にしているという話だったんですけども、子供たち同士、生徒同士、児童同士のその友達関係の改善、あるいは、ひょっとしたら不登校になるような友達関係からなってくる場合もあるかもしれません。その辺りの関係改善ですね。

私も小学校、いや中学校の頃だったかな、よくいろいろ、こんなことを言って分からないんですけども、軽いいじめに遭っていたという受け身のタイプだったんですね。ところが1人友達がおりまして、私と常にコンタクトを取って励ましてくれたりしていたことがあります。それが非常に心の支えになって、そのいじめというんですか、それを乗り越えることができたという経験もあります。ですので、もちろん先生と子供たちの関係は大事ですけども、友達同士の関係性をどうしっかりとつなぎ合わせていくか、あるいは子供同士でフォローしていくかということが大事じゃないかと思うんでね、そこが一人にさせない方法があると思うんですけど、その取組などはいかがでしょうか。もし、大まかなことで結構ですので、分かれば教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 教育長、入江でございます。今のことにつきましては、まず、第一に子供の動き、それから友達関係を教師のほう为抓手をしておく必要があると思います。次に、道徳でありますとか、学級活動でありますとか、それから総合的な学習の時間でありますとか、あるいは休み時間等も含めて、友達関係の大切さでありましたり、今は人生をずっと見ていく中で、生きていくとはどういうことであるかという、そういう教育も踏まえて、友達関係の大切さでありますとか、命の大切さを常に子供たちと一緒に学んでいます。子供たちはそういうことを通して、友達関係の大切さであったり、他人の命を大切にすることということを心に刻んでいると思います。まずはそこが原点になるかなと思います。あとは子供たちの動きをしっかりと見ながら、教師のほう

が適切にタイミングよく働きかけであったり、声かけをしていくということです。

ただ、今度、子供同士あります。よく教師のほうにも子供のほうから訴えがあったり、あの子気になるんやとか、今であつたらＳＮＳなんかもありますけども、そういうことで教師のほうは把握して、今度アプローチするということもよくあります。ただ、子供同士ということになりますと、あの子を助けるとか、あの子を何とかしてあげたいということで子供がアプローチするというのは、いいことではあるんですけど、逆に危険性もはらんでるといいますか、こんだけ働きかけたのにあの子は動かないんやなとか、こういうふうにしてるのにこうならないんやなっていう、そういう心情的なちょっと気持ちが生まれたりすると逆効果になりますので、その辺もよく考えながら教師のほうが見ていく、あるいはアプローチしていく必要があると思いますし、していると思います。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 小島議員。

○議員（１番 小島 義次君） ありがとうございます。いろんなケースがあると思いますけれども、誰もが安心して学べる環境づくりへ、今後も対策の充実をお願いしたいと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。大きな項目ですけれども、人口減少によるコンパクトシティ構想についてのお尋ねです。

神河町では、合併当時から約3,000人が減少しています。このペースで減少が進むと、20年後には約6,000人から7,000人へ人口が減ってしまう予想になると前回でもお尋ねしました。その人口減少の中で考えられてきているのがコンパクトシティ構想です。今回は地方レベルでのコンパクトシティについてお尋ねします。

サイズ感としては、地方都市では3万から30万単位のコンパクトシティ、また、小規模町村では300人から3,000人単位での生活拠点化が考えられています。生活区域としての中心拠点、そこから周辺部として生活拠点、中心拠点から生活拠点につながっていること、そしてまた、農地や山林等の仕事区域への線がつながっていると。このような構想が出てきたのも、将来的に小規模自治体ではどう存続していくかが基になっていると思います。

そこで、インフラ整備や住民サービスなどを今のまま維持していくのは財政の面から厳しいものがあると思います。生活拠点を集中させるなど、町をコンパクト化することによりインフラメンテナンスなどの節約、あるいは財政面での縮小、人手不足の解消につながるとは思いますが、いかがでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、お答えさせていただきます。

地域創生人口ビジョンでは、将来ビジョンで設定しております2050年の神河町の人口設定は6,574人で、社人研、いわゆる厚労省研究機関の国立社会保障・人口問題研究所の推計では5,818人となっており、現在も年間200名程度の人口減少が続い

ています。こういった状況から、人口を増やす施策だけではなく、人口が減少しても住民の生活が持続できる町にしていかなければならないと考えております。令和4年度に策定をいたしました2050将来ビジョンでは、人口が減少していく中で、神河町がどのようにして持続可能なまちづくりをしていくかの課題をビジョンとして示すものがありますが、このビジョンでは、人口減少を前提にデジタル化などあらゆる最先端技術を駆使し、より便利にスマートに、そして安全・安心に変わらない風景を未来の世代へつなげていくことを目指しています。

小島議員が言われますコンパクトシティは、生活利便性の維持・向上を目的として、住居や生活サービス機能を集積するというものであります。高齢化が進み、将来の人口減少が社会問題になっている今日、買物、医療、福祉など生活サービスの維持、それに加えて神河町では、山、川、田畑の環境維持など将来困難になることが予想されています。また、インフラの整備など町が担う住民サービスにおいても、人口減少による税収入の減やマンパワー不足によるサービスの低下などが懸念されています。

議員御提案のコンパクトシティのメリットとしては、インフラのメンテナンスの節約化、財政面での縮小化、人手不足の解消などがメリットとして上げられると思いますけれども、中心部に集中させることによって、周辺部の過疎化がより早まり、消滅する自治区も出てまいります。そうなれば、山、川、田畑の維持管理ができず荒廃が進んでまいります。このことは2050神河将来ビジョンで提案をしている町全体の目指す姿、変わらない風景を未来の世代への実現が困難となると考えます。また、生活拠点を集中させるために、環境整備として宅地の開発や住宅の建設などハード面の整備が必要であり、その財源が大きな課題となってまいります。さらに中心部に誘導するにしても、強制的に行うことは憲法の精神に反することとなると考えますし、結果、周辺部に居住する住民も一定数残るのではないかと思います。このようなデメリットの予測も含めて、この神河町で本当にコンパクトシティが可能かどうかと聞かれますと、非常に難しい構想であるというのが現状認識でございます。

以上、小島議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 大体その内容は分かりました。

ところで、インフラのハード面、これは人口減になっても、あるいは収入減になってもそのコストは下がらないとも言われています。コストは、ずっと維持費用はかかり続けると見てよろしいのでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 生活インフラについて、維持管理については、人口減少が進むことによって一定程度その経費というものも並行して縮小するというふうに認識はしておりますけれども、基本的な施設そのものの維持管理、更新については、当然人口減の税収から比べれば、絶対に経費はかさんでくるというのがこの見通しでございます。

○議長（澤田 俊一君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 分かりました。コンパクトシティの構想は非常に難しいということですが、私は、現時点では難しいけれども将来的にはこれは避けて通れない問題なのではないかと、その方向性が必ずどこかで出てくるのではないかと考えております。

その次の質問に移ります。ナショナルミニマムからシビルミニマムへの移行が望まれますが、どう考えておられますか。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。小島議員の御質問のナショナルミニマム、それから、シビルミニマムにつきましては、ナショナルミニマムにつきましては、国が法律や施策などによって、国民に対して保障すべき最低限の生活水準を表す概念というふうに認識をしており、シビルミニマムは、それぞれの地方自治体が住民のために保障しなければならない最低限度の生活環境のことを表すものと考えております。

国はこの10年地方創生を進め、過疎化の進む地方自治体では、町の存続をかけて必死に移住定住に力を入れてまいりました。しかし結果は、移住者増加などの一定の効果はあったとしつつも、人口減少や東京圏への一極集中の大きな流れを変えるには至っていないという総括がされております。この間の地域創生の取組では、自治体の負担の軽減策や補助制度の新設などによりまして移住者を増やす展開となっており、財源の乏しい自治体には非常に厳しい状況になっております。

このことから、シビルミニマムによって地方自治体が生活環境を保障することは自治体間の競争を招く可能性があり、また、財源についても国から移譲されるかどうか分からない状況では難しいと考えております。やはり、生活保護や年金、医療、また教育の最低限の生活の保障につきましては、これまでどおり国が積極的に実施すべき施策であるというふうに考えております。そういった最低限の生活環境があった上で、さらなる住民サービスについては、地方自治体が環境や特徴を生かした施策を行っていくのがよいというふうに考えております。したがって、議員の御質問のシビルミニマムへの移行については、住民全ての最低保障を地方自治体が担うことは困難であることから、国の役割、地方の役割をしっかりと分担した形での運営が望ましいというふうに考えておるところでございます。

以上、小島議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 分かりました。

次の質問に移らせていただきます。町の持続化には地域の稼ぐ力が必要です。また、人を養う力がある地域に投資があるとも聞きます。これは産業の振興、あるいは地域で生まれているものを生かす取組、また、シュタットベルケ的な取組を進めていき、持続

できる、あるいはもうかるまちづくりが必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋です。少子高齢化、それから人口減少が進み財政環境が厳しくなる中で、住民生活を支える公共施設やインフラをどのように維持・更新していくかは今後重要な課題であるというふうに認識をしております。

当町が取り組んでいる地域創生においても、人口減少対策、それから少子高齢化対策に全力を挙げて取り組んでおります。その中で言われているのが、地域で稼ぐ力や人を培う力、イコール人間力、そして地域の宝物に磨きをかけてそれを活用していくということで、まさしく地域創生そのものであります。これが持続できるまちづくりであるということで、現在進めておるところでございます。

議員がおっしゃるシュタットベルケ的な取組を進めるという点につきましては、一般的には自治体を主たる出資者として法律に基づき設立される会社ということで、公共サービスを提供する事業体ということですが、その一方で都市公社とも言われているようでございます。先ほどの御質問のシビルミニマムと同様に、いずれも都市部におけるまちづくりの一つの手法というふうに捉えております。

そのように考えますと、都市と地方の違い、つまり神河町は何をするにしても行政効率が悪く、都市部においては人口が集中しているので非常に行政効率がよい。つまり、行政効率がよいところにシビルミニマム的な政策、そして、シュタットベルケ的な運営がマッチする、良好な運営形態だというふうに認識をしておるところでございます。

したがって、神河町のような過疎地域においてシュタットベルケ的な運営形態やシビルミニマムも含めて、なじまないのではないかとというふうに考えておるところでございます。ただ、公共サービスの事業、例えばごみ処理にしても、町単独では効果が悪いので、広域的に広域行政としてですけれども、広域的に行っていますし、全てこの公社的な運営がなじまないということではなくて、より効率的な行政運営ということを常に考えて事業を展開をしてみたいというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。ちょっと難しい話になってきましたけれども、私がちょっと知り合ったシュタットベルケという言葉、これはまだなかなかなじまない言葉ですけども、これはドイツやオーストリアに多い自治体の仕組みだそうです。これは今おっしゃったように、自治体が100%の出資で収益事業を行う。その収益事業というのは、電気、ガス、水道、廃棄物などです。それから、低収益事業として、公共交通、街灯など。それから新規事業として、通信やeモビリティなどがありますということを聞きましたけども、当町でやっていますこの下水道事業、それから廃棄物、ごみ処理、それから今進められています公共交通、そういうものもこういう

範疇に入るのではないかと思います、どうでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋です。シュタットベルケ的なというふうなところで、先ほども答弁の中で言いましたとおり、公的な、町が出資した上に民間企業の力を借りて一緒にというような考え方に近いかなというふうに思いますが、言われますとおり下水道、それから公共交通というふうなところでもできるというふうなことになる、そういった部分にもなっているというふうに思いますが、例えば公共交通というふうなところにつきましても、町としては出資はしていないというところなんですけれども、現在、民間事業者さんと一緒にコミュニティバスというふうな形の施策も取らせていただいているというふうな状況です。下水道事業におきましては、今現在はそれぞれの町は単独で下水道の運営というふうなところをしておりますけれども、これまでの議会の中でも上下水道課長のほうからも答弁がありましたとおり、広域的な管理運営というふうなところも今後は検討していくというふうなところもお話をさせていただいたというふうに思いますので、それに対する出資的な形で、会社的なものになるかどうかというふうなところは分かりませんが、形態的には同じような形態になっていくのではないかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。効率的に町行政がうまく進むように、これからも工夫を重ねていただきたいと思います。

次の質問に入りますが、地域で働きたいという思いは皆さんあると思うんですけれども、これは教育面からも醸成できるのではないかと思います。子供たちの教育レベル、それから、教育環境から地域を知ってもらうこと、それから、こんな魅力がこの神河町にはある、だから働きたいということ、子供たちのうちから知らせていくということも大事ではないかと思っております。また、女性が安心して働ける環境づくりですけれども、働きやすい職場があるかどうかです。働きやすさがあるか、その地域に。そして、女性が働きやすいかということ、この働きやすい環境があるということは、働きたいが働く環境がないから環境の整っている都会へ出てしまう人が多いとも言えるんじゃないかと思います。そのように、働ける環境づくりも必要だと思います。神河町が20年、30年も持続して、安心して生活できる拠点づくり、それを目指して、今から構想を練っておくことも大事だと思いますけれども、いかがでしょうか。町長のお考えを伺います。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、お答えさせていただきます。

地域で働きたいという思いを育むためには、議員御指摘のとおり教育が重要な役割を果たすと考えます。地域の歴史や文化、自然や環境を学ぶ地域学習を強化し、地元への

誇りや愛着を育てることが求められています。そういう意味においては、現在、神河町史を編さんをしているところでございまして、来年が神河町制20周年を迎えるに当たって、20周年からその完成版を皆様方に御披露させていただくという、そういった流れになっているところでございますし、また、やはり神河町独自で地域学習ということ強化することは当然のこととしながらも、やはり国において、文部科学省における学習指導要領も含めた地域創生における学習という部分についての、そういった政策転換というものも極めて重要だろうというふうに思っております。また、地元企業や自治体と連携した職場体験やインターンシップの機会を増やし、若い世代が地域での働く魅力を実感できるようにすることが効果的とも考えるところであります。

そういう意味において、今年の8月25日に神河町商工会が主催をされました「かみかわ わく WORK TRY!」が第1回目が開催されまして、そこに50人の子供たちが18業種の職業を体験しました。まさに町内の仕事に魅力を感じてもらい、地元企業を知ってもらうよい機会になったと思っております。今回が第1回目ということでございますので、いろいろな改善点、もっと伸ばす点ということが明らかになってくると思いますので、また来年に向けて、商工会そして行政のほうも一緒になって、来年に向けた取組ができればというふうに思っております。

また、女性が安心して働ける環境づくりは、地域の持続可能性を高めるために不可欠でございます。育児支援として保育所や学童保育の整備のほか、柔軟な働き方としてテレワークやフレックスタイムの導入を進め、育児と仕事の両立をサポートすることが必要と考えております。

そして、神河町で20年後、30年後も安心して暮らしていくためには、産業の育成と働く場が必要です。現在、地方創生を進めておりますけれども、この10年間、人口の東京一極集中を打破することはできず、何が起こったかといいますと、地方部における人の奪い合いであったということが人口戦略会議で報告されたところでございます。我々地方自治体として引き続き地方創生に全力で取り組んではいくわけですが、国においては今回の人口戦略会議の報告を踏まえて、根本的な見直しをする必要があると考えております。その一つには、東京に集中する国の中央機関や企業を地方に分散させることによって、地方にも経済が活性化し、産業が生まれ、地方に住み続ける環境ができるのではないのでしょうか。そういった思い切った政策の展開を期待をしているところでございます。

以上、小島議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。国からの政策を期待するということですけども、私がちょっと心配するのは、これから先、この神河町の人口が爆発的に増えるというのは、何かとてつもない大きな出来事がなければそうはいかない、思うんですね。将来ビジョンとして計画策定されていますけれども、あれはプラスの面、

こういうふうになっていきたいとプラスの面ですから。その反面、マイナス面、現実はどうなのかというところも町民の皆さんが十分に知っておく必要があるんじゃないかと思います。いわゆる危機感ですね、将来に対する。現状はこうだということを分析して、あっ、こういう危機があるから、こういうことに話持っていこうとかいう、そういう協議の場ですね、またあればいいなと私は思っております。

いろいろ言いたいことはたくさんあるんですけども、本日は大きな点から質問させていただきました。将来への安心感の担保になる取組をお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（澤田 俊一君） 以上で小島義次議員の一般質問は終わりました。途中で名前の呼び違いがありました。申し訳ございませんでした。

これで一般質問を終わります。

○議長（澤田 俊一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。明日から９月２９日まで休会したいと思いますますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、明日から９月２９日まで休会と決定しました。

次の本会議は、９月３０日午前９時再開とします。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後３時１２分散会
